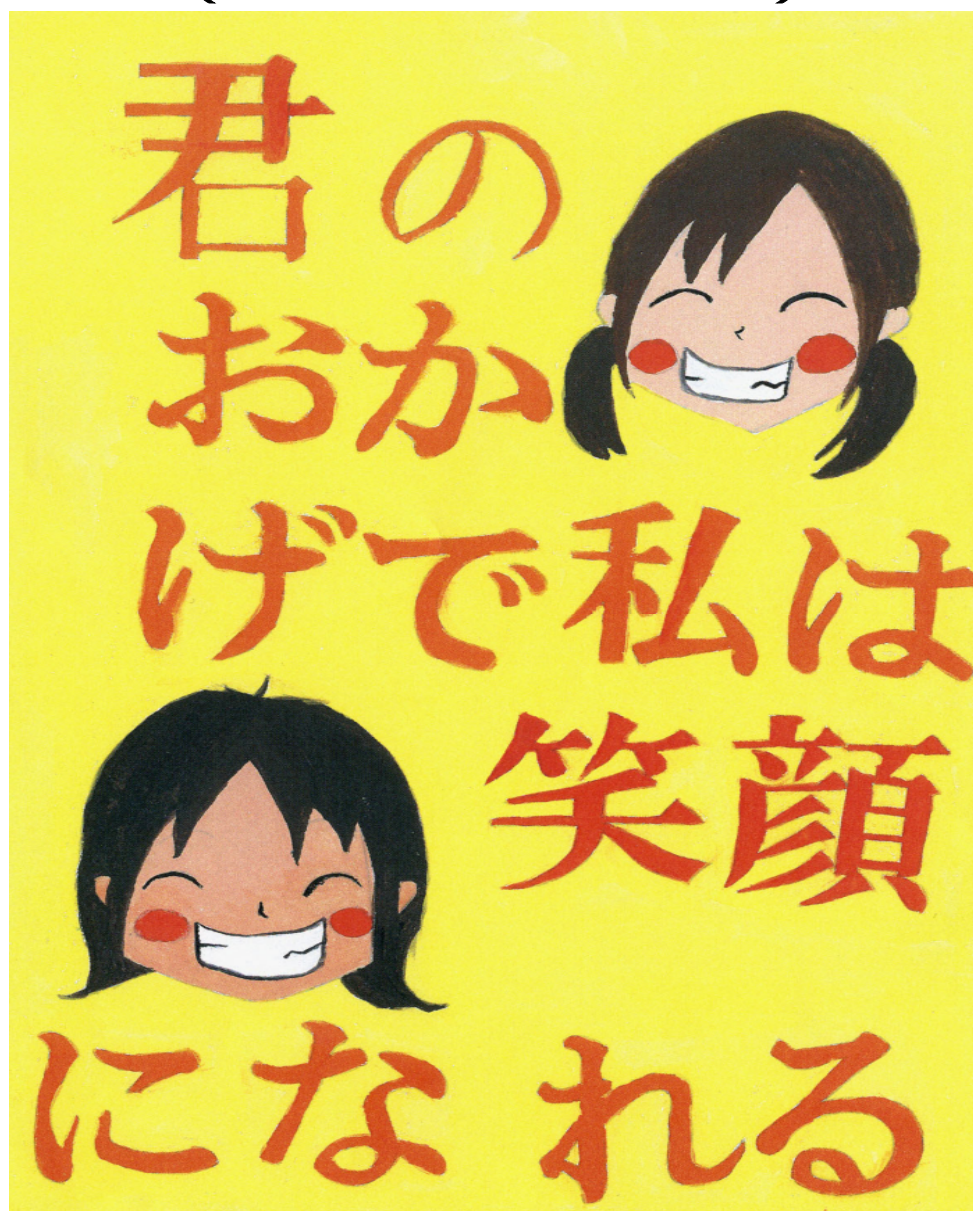


香南市 第2期障害福祉計画

(平成21年度～23年度)



平成21年3月

高知県香南市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1．計画策定の背景と目的	1
2．計画の位置づけ	2
3．計画の対象者と用語の使い方	3
第2章 障害者自立支援法見直しの論点	4
第3章 障害のある人の状況	7
1．障害のある人の状況	7
(1) 身体障害のある人	33
(2) 知的障害のある人	34
(3) 精神障害のある人	35
2．障害のある人のサービス環境	9
(1) 身体障害のある人	33
(2) 知的障害のある人	34
(3) 精神障害のある人	35
3．香南香美地区障害者自立支援審査会の状況	10
(1) 審査会の概要	33
(2) 香南市の状況	34
4．障害福祉サービスの利用実績	11
(1) 障害者自立支援法に係るサービス種類別の月平均利用者数の実績	33
(2) 障害者自立支援法に係るサービス種類別の月平均利用回数の実績	34
(3) 障害者自立支援法に係るサービス種類別の月平均費用の実績	35
5．香南市の方が利用されている障害者施設一覧	14
6．障害のある人の就業状況	16
第4章 基本課題の抽出	17
1．アンケート調査結果の検証	17
(1) 香南市障害福祉サービス利用者アンケート調査(回答者100人)	33
(2) 香南市施設入所者アンケート調査(回答者48人)	34
(3) サービス提供事業所から見た個別支援策(目標)	35
2．香南市障害者自立支援協議会での意見	27
3．課題解決に向けての基本方向	28
第5章 計画の基本目標とサービス体系	30
1．計画の目標と基本方針	30
2．障害福祉サービス等の体系	32
第6章 サービス見込量の設定	33
1．平成23年度に向けた数値目標	33
(1) 施設入所者の地域生活への移行	33
(2) 「退院可能精神障害者」の地域生活への移行	34
(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行	35

2．第2期における各サービスの見込量	38
（1）見込量設定の考え方	38
（2）訪問系サービス	39
（3）日中活動系サービス	41
（4）居住系サービス	51
（5）相談支援（サービス利用計画作成事業）	54
（6）旧体系サービス	56
（7）障害者自立支援法によるその他サービス	56
3．第2期における地域生活支援事業の見込量	60
（1）相談支援事業	60
（2）コミュニケーション支援事業	61
（3）日常生活用具給付等事業	62
（4）移動支援事業	63
（5）地域活動支援センター事業	65
（6）その他の任意事業	66
4．その他香南市独自事業の見込量	72
（1）医療機関送迎サービス事業	72
（2）社会参加のための外出支援サービス事業	73
（3）住宅改造支援事業	73
（4）障害児者地域支え合い支援事業	74
（5）障害児長期休暇支援事業	75
第7章 計画の推進について	76
1．障害者自立支援協議会の活用	76
2．制度の普及啓発	76
3．関係機関等の連携と地域福祉の推進	76
4．人材の養成確保と資質向上	77
5．計画の適切な進行管理	77
資料編	
1．圏域ビジョン（県計画より）	80
2．香南市障害者自立支援協議会	86
3．香南市の取り組み事業	90
4．香南市の相談窓口等	92

はじめに

平成18年4月に障害者自立支援法が施行されてから、3年が経過しようとしています。

当初は、サービスを利用する際の個人負担（定率負担）等に関して大きな戸惑いが生じていましたが、様々な特別対策による利用者負担の軽減等が講じられるとともに、相談支援体制の強化を図ることにより、利用者の不安を早期に解決できるようになってきているのではないのでしょうか。

しかしながら、自立支援法施行以前のサービスから新体系サービスへの移行が進んでいないものもあるなど、まだまだ利用者にとっての不安が残っているというのも事実です。そのため、障害のある人を取り巻く環境の変化に対し、相談支援への取り組みの強化をはじめ、一層の支援体制の構築をしていくことが不可欠です。

そうした中、『「安心」と「自立」を支える』を基本目標として、平成21年度から23年度までの障害福祉サービスの数値目標等を定めた「香南市第2期障害福祉計画」を策定いたしました。

これは、障害のある人に対するサービスの量的な目標値を、単に示したというものではありません。障害のある人を取り巻く環境をも含め、その人に対してどういった問題があるのかを明らかにしたうえで、課題解決に向けたベストな支援方法を導き出すために、関係機関との連携の中で、十分に検討を行っていくという、サービスの質的な裏付けがあつてこそ、初めて目標を達成できるものと信じています。

そのためには、行政はもとより、関係機関や団体、企業などが互いに連携して、目標の達成に取り組むとともに、市民の皆様一人ひとりの積極的な参加が大切だと考えています。ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたりまして、アンケート調査にご協力いただきました皆様、そして貴重なご意見を踏まえ策定にご尽力いただきました「香南市障害者自立支援協議会」の方々に厚くお礼を申し上げます。

平成21年3月

香南市長 仙頭 義寛

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

障害の種別や年齢を超えて、障害のある人すべてが公平公正にサービス利用ができるよう、平成17年10月に「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月から施行されました。

同年10月からは、新たなサービス体系が完全施行となりましたが、3年が経過する中で、新体系へ順調に移行しているサービスもあるものの、平成23年度までの経過措置として認められる旧体系サービスも多くあり、サービス体系が整っているとは言い難い状況です。

また、制度改革の一つの大きな柱であった利用者負担の見直しについては、完全施行直後から応益負担による利用料の増加への不満が高まり、平成19年4月、更に平成20年7月に上限額設定の見直し等の軽減策が打ち出されたところです。

一方、障害のある人をめぐる状況をみると、障害のある人が増加傾向で推移する中で、総じて本人やその家族介護者の高齢化が進行しているほか、自立と社会参加のための日常的な生活支援とともに、将来にわたる生活不安への対応のための障害福祉サービスの一層の充実が求められています。

この計画は、障害者自立支援法において新体系サービスへの移行を円滑かつ計画的に進めるために計画策定が義務化されたことを受け、同法の趣旨や障害のある人のニーズ等をふまえ、制度改革に伴う本市における今後のサービス提供基盤の整備目標やその確保方策等に関する基本的事項を定めるものです。

2 . 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づく法定計画です。

計画の策定にあたっては、同法において国の定める基本指針に即するとともに、香南市振興計画及び障害者基本計画との調和を保ち、3年を1期とし目標年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みとその確保のための方策等を定めるものです。

なお、第2期障害福祉計画の策定に関して、国の基本指針の概要は次のように示されています。

<基本的な考え方>

第1期計画は、平成23年度の数値目標に至る中間段階としての位置付け。

(第1期：平成18年度～20年度 第2期：平成21年度～23年度)

また、第1期計画が実際に策定された時期は、多くの自治体において平成18年度末であった。

このため、第1期計画の策定に際して基本指針において示した平成23年度の数値目標の考え方は、**基本的には第2期計画の策定に当たっても変更しない。**

数値目標以外の事項については、障害者の地域生活への移行に必要なサービス基盤整備が進んでいない地域において着実に整備が行われるよう、障害福祉圏域単位を標準として具体的な基盤整備を促進する規定を盛り込むこととする。

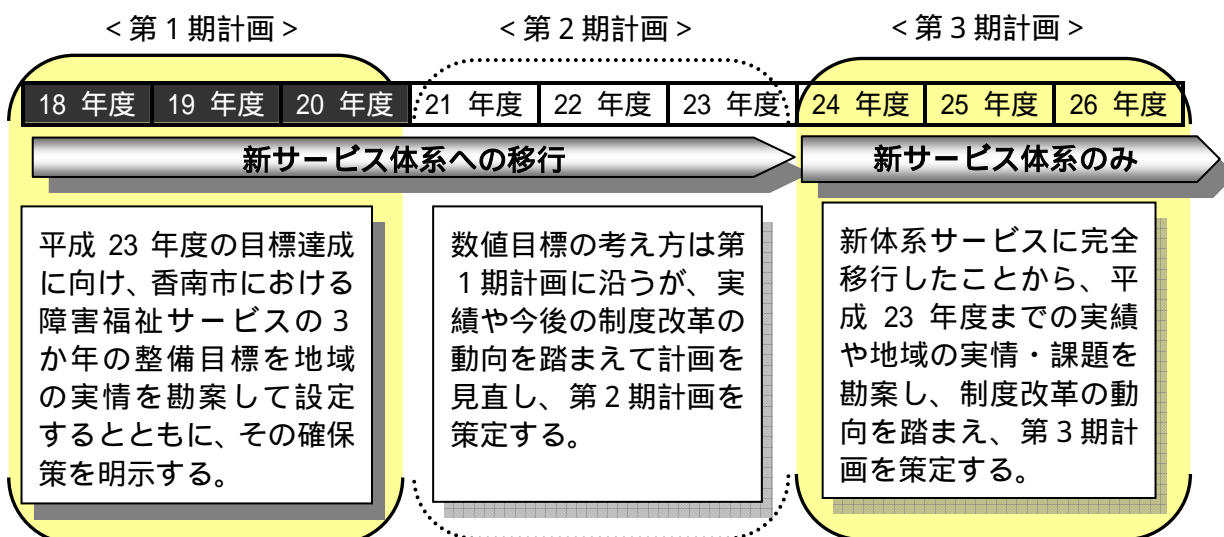
加えて、

- ・障害者の地域生活への移行の一層の促進
- ・一般就労への移行支援の強化
- ・相談支援体制の充実・強化

等に資するため、所要の規定を盛り込むこととする。

なお、**障害者自立支援法の見直しに伴い、第2期計画の内容についても必要な見直しを行うこととする。**

図表 1 障害福祉計画の計画期間



3 . 計画の対象者と用語の使い方

この計画の対象者は、「障害者基本法」において定義されているように“身体障害・知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人”とします。

また、この計画では、特に法律上の名称や慣用的な表現及び図表中などを除き、計画対象者を総称する場合、「障害のある人」という表現で統一し、障害種別の表現が必要な場合には、次表のとおり、「身体障害のある人」「知的障害のある人」「精神障害のある人」という表現を用います。

なお、第1期計画では、障害の「害」をひらがなの「がい」としていましたが、『「障害のある人」との表現で、生活のしづらさがその人の一部分であるとの表現ができており、ひらがなにするのはかえって分かりづらい』との意見が、香南市障害者自立支援協議会の中で出され、今回から表現を変更しました。

図表 2 計画対象者とその定義

<p>1 身体障害のある人 ~ 身体障害児・者</p>
<p>「身体障害者福祉法」において、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸若しくはヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害がある18歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人を対象とします。</p> <p>また、「児童福祉法」において「身体に障害のある子ども」という語を用いている上記のような障害のある児童を総称し、「身体障害のある子ども」とします。</p>
<p>2 知的障害のある人 ~ 知的障害児・者</p>
<p>「知的障害者・児」の定義は、法的には明示されていませんが、厚生労働省では「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」としてしています。なお、この計画の中では、「知的障害のある人」、もしくは「知的障害のある子ども」という表現で統一します。</p>
<p>3 精神障害のある人 ~ 精神障害者</p>
<p>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において定める、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する人を対象とします。</p> <p>なお、この計画では、「精神障害のある人」と統一します。</p>

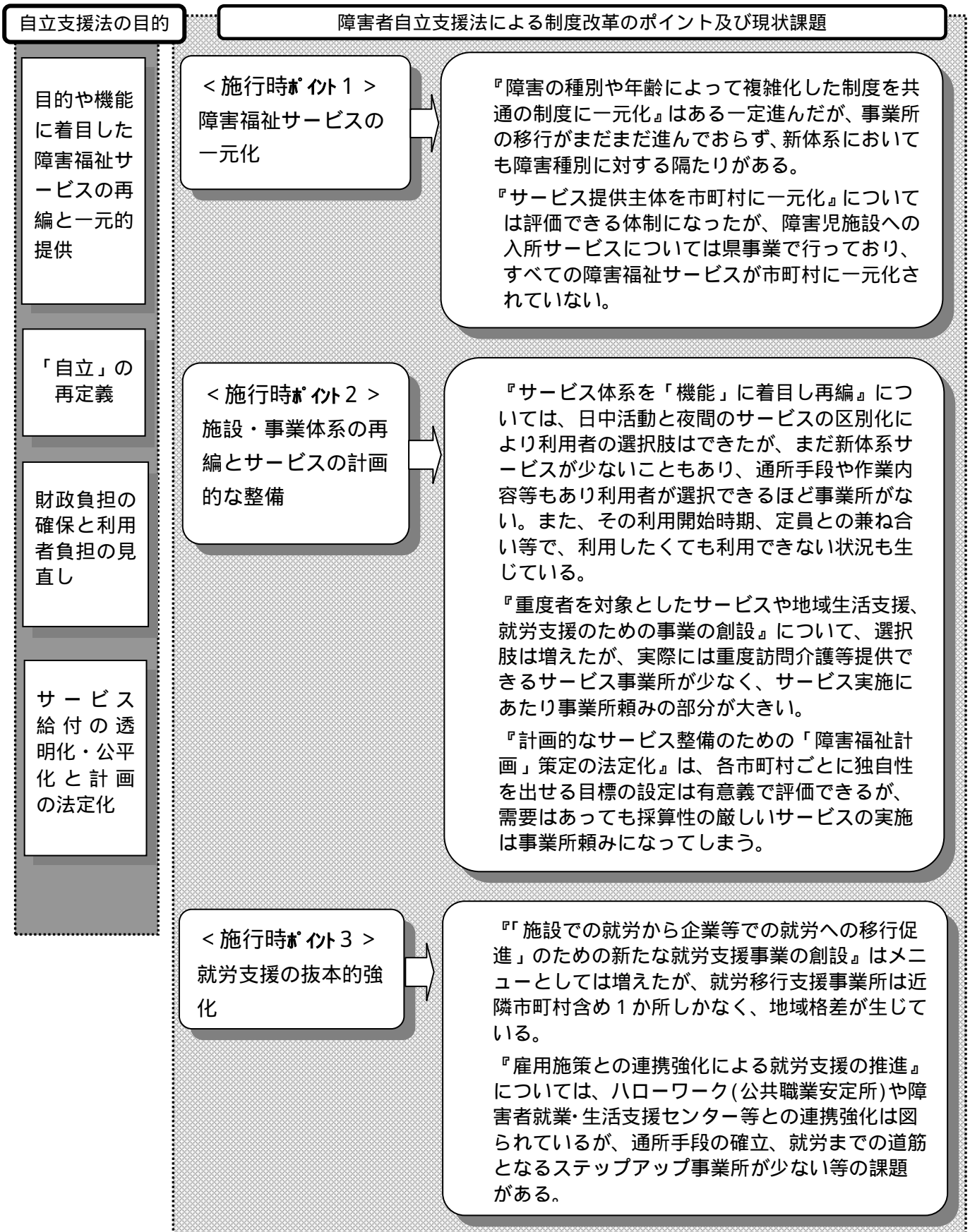
第2章 障害者自立支援法見直しの論点

平成15年4月に施行された「支援費制度」での問題解消のため、障害保健福祉の総合化、自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保、といった視点で「障害者自立支援法」が制定され早3年が経過します。制定時には、視点に沿った5つのポイントが挙げられていましたが、現状では様々な問題点が浮かび上がっており、制度の見直しが論じられています。

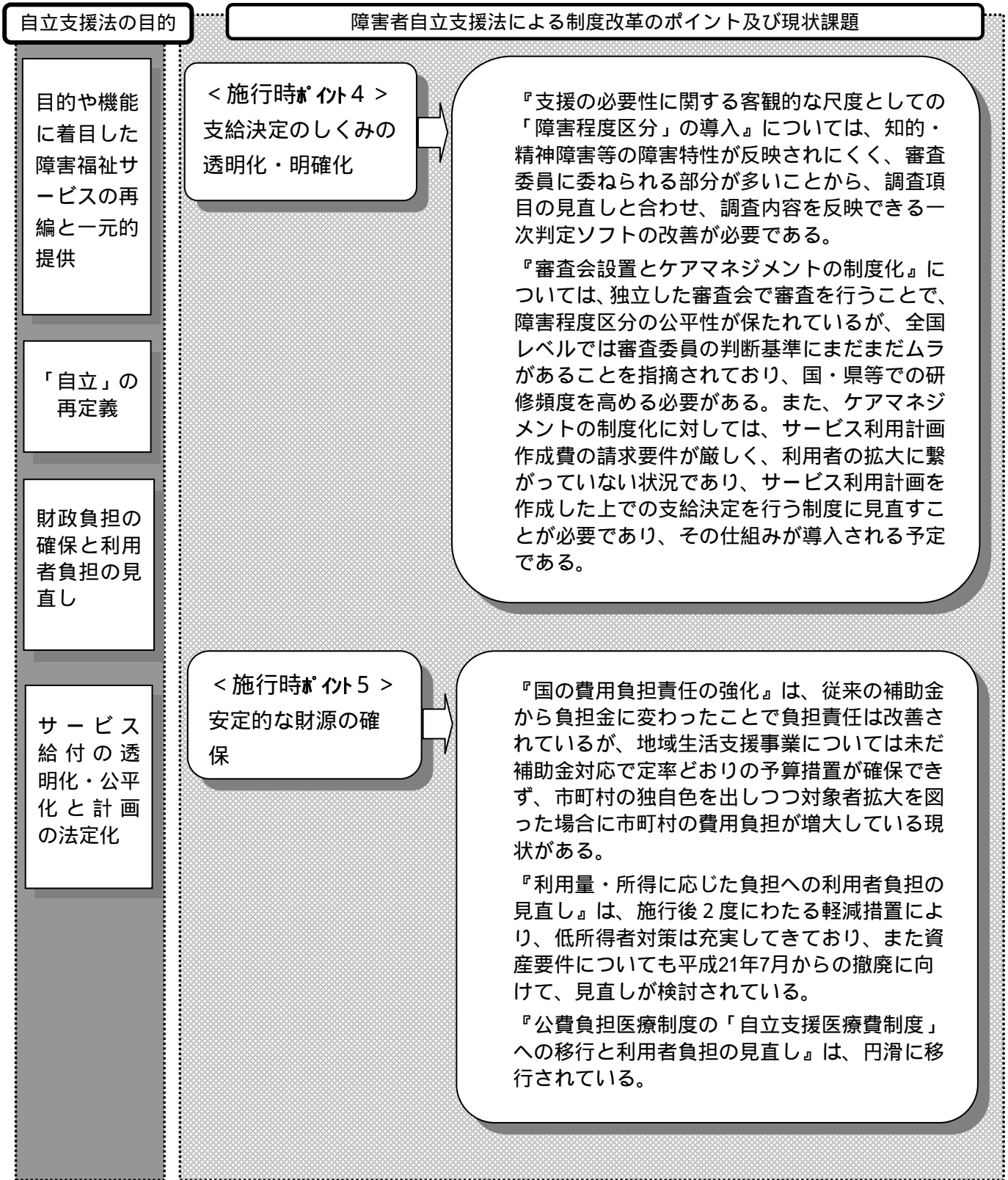
その背景や課題は、おおむね次のとおり整理されます。

図表3 障害者自立支援法による制度改革の5つのポイント及び現状課題

現状課題の『』は法施行時の制度改革のポイントの詳細事項、後述はそれに対する現状課題



現状課題の『』は法施行時の制度改革のポイントの詳細事項、後述はそれに対する現状課題



第3章 障害のある人の状況

1. 障害のある人の状況

(1) 身体障害のある人

身体障害のある人の状況は以下の図表のとおりで、手帳所持者数（交付数）で見ると、平成20年4月1日現在1,724人です。

その年齢構成では、とりわけ、65歳以上の障害のある人が全体の7割ほどを占めており、総じて高齢化が顕著となっています。

図表4 等級別・年齢層別手帳交付数

(単位:人)

基準日	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	
人口	34,179	34,087	34,143	
身体障害者手帳 交付者数計	1,730	1,742	1,724	身体構成比
1級	526	506	499	28.9%
2級	322	326	313	18.2%
3級	290	302	290	16.8%
4級	373	390	411	23.8%
5級	113	114	109	6.3%
6級	106	104	102	5.9%
年齢層 18歳未満	39	37	35	2.0%
18～39歳	84	86	83	4.8%
40～64歳	403	399	386	22.4%
65歳以上	1,204	1,220	1,220	70.8%

図表5 H20.4.1現在の等級別・障害種類別手帳交付数

(単位:人)

障害種類別	視覚	聴覚・機能	音声言語 ・そしゃく	肢体 不自由	心臓・腎臓・呼 吸器・膀胱等
交付者数計	100	124	14	971	515
1級	37	5	3	190	264
2級	27	37	2	242	5
3級	12	19	7	188	64
4級	7	22	2	198	182
5級	11	0	0	98	0
6級	6	41	0	55	0

(2) 知的障害のある人

知的障害のある人の状況は以下の図表のとおりで、手帳所持者数（交付数）で見ると、平成20年4月1日現在210人で、増加傾向にあります。

図表6 等級別・年齢層別手帳交付数

(単位:人)

基準日	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	
療育手帳交付者数計	191	204	210	知的構成比
A1(最重度)	36	40	39	18.6%
A2(重度)	51	52	55	26.2%
B1(中度)	65	66	68	32.4%
B2(軽度)	39	46	48	22.9%
年齢層 20歳未満	34	41	48	22.9%
20～39歳	85	88	87	41.4%
40～59歳	49	51	51	24.3%
60歳以上	23	24	24	11.4%

(3) 精神障害のある人

精神障害のある人の状況は以下の図表のとおりで、手帳所持者数（交付数）で見ると、平成20年4月1日現在89人です。また、自立支援医療（精神通院医療）受給者が295人おり、増加傾向にあります。

図表7 手帳の等級別・年齢層別交付数及び自立支援医療(精神通院医療)受給者数

(単位:人)

基準日	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	
精神障害者保健福祉手帳交付者数計	76	82	89	精神構成比
1級	6	8	9	10.1%
2級	63	64	68	76.4%
3級	7	10	12	13.5%
年齢層 20歳未満	0	0	0	0.0%
20～39歳	10	13	17	19.1%
40～59歳	36	39	42	47.2%
60歳以上	30	30	30	33.7%
自立支援医療(精神通院医療)受給者計	251	262	295	精神通院構成比
年齢層 20歳未満	13	10	9	3.1%
20～39歳	75	72	78	26.4%
40～59歳	105	114	132	44.7%
60歳以上	58	66	76	25.8%

2 . 障害のある人のサービス環境

(1) 身体障害のある人

身体障害のある人に対するサービス提供は安定していますが、重度障害のある人へのサービスは支給決定量を含め、サービス利用のしづらさなどあり、現状サービスでは限界が見えている状況です。

特に訪問系サービスについては、長時間支援や医療的ケアなどの必要性が高まる中、対応できる事業所の確保が難しいなど制度における側面も大きいです。

なお、訓練等給付などについては事業所が少なく、就労支援策の選択肢が少ないように思われます。

(2) 知的障害のある人

知的障害のある人に対する訪問系サービスの支給量は安定しており、現行のまま推移するものと思われます。

また、就労支援への本格的な取り組みは始まったばかりですが、就労継続支援 A 型及び B 型、就労移行支援等により本人の就労意欲向上が期待されており、今後一般就労の可能な方が増えてくると考えられます。

(3) 精神障害のある人

増加傾向にある精神障害のある人に対する訪問系サービスは、本人の精神状況によってサービス利用の変動が大きく、また利用に結びつかない方もいますが、規則正しい生活を保つための家事援助利用の増加が見込まれています。

また、就労支援に対しては、知的障害のある人同様、本人の就労意欲向上が期待され、今後一般就労も可能な方が増えてくると考えられますが、一方で、周りの人から期待されることでプレッシャーを感じ精神状態の悪化を招くことも懸念されるため、慎重な対応が求められます。

3 . 香南香美地区障害者自立支援審査会の状況

(1) 審査会の概要

障害者への支援の必要度に関する客観的尺度として障害程度区分が導入され、平成18年7月、「香南香美地区障害者自立支援審査会」を香美市と共同設置しました。

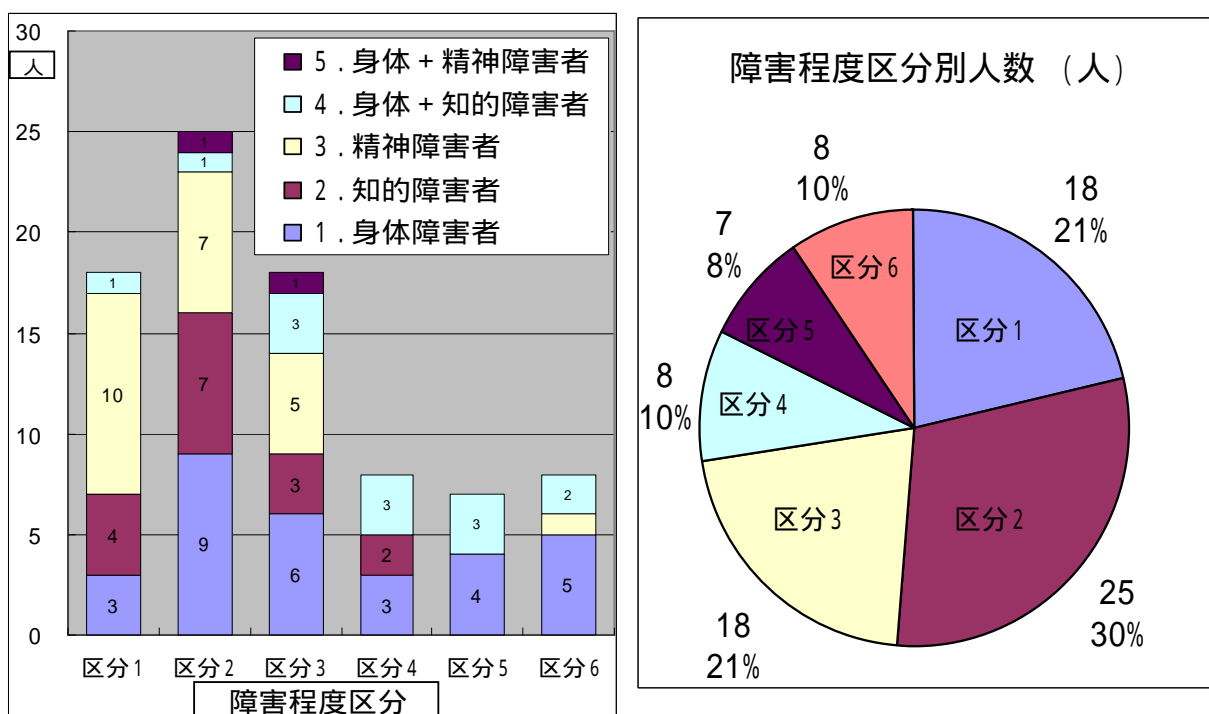
審査会は、医師、保健師、理学療法士、福祉施設関係者で審査・認定を行っています。その実績は、平成18年度は8月から13回117件、平成19年度は11回33件、平成20年度は12月まで9回29件の合計179件（変更率40%、平均区分2.5）の審査・認定を行い、その内訳は、香南市84件（変更率44%、平均区分2.82）、香美市95件（変更率36%、平均区分2.21）となっています。

障害種別ごと（重複障害除く）の変更率では身体障害のある人が22%、知的障害のある人が37%、精神障害のある人が56%となっており、知的・精神障害のある人の変更率が高い状況となっています。

(2) 香南市の状況

平成20年12月までに審査した香南市全84人の障害程度区分の平均は2.82で、全国平均より低い方が多い状況です。これは相談時に、もしもの時のために認定を受けておきたいといったケースもあり、比較的支援を要しない方の申請があったためと考えられます。なお、障害種別の状況は以下の図表のとおりです。

図表 8 手帳の等級別・年齢層別交付数及び通院医療費公費負担受給者数



4 . 障害福祉サービスの利用実績

(1) 障害者自立支援法に係るサービス種類別の月平均利用者数の実績

平成18年10月から平成20年9月までの各6ヶ月間の月平均利用者数は以下のとおりです。

図表9 サービス種類別月平均利用者数実績

サービス種類	6ヶ月間の月平均利用者数(人)					伸び率 H18 H20	第1期計画見込量		
	H18 後半	H19 前半	H19 後半	H20 前半	H20 10月		H18	H19	H20
訪問系サービス	21	25	28	29	31	136%	23	25	27
居宅介護	21	25	28	29	31	136%	23	25	27
日中活動系サービス	10	18	19	18	18	180%	16	22	54
生活介護	3	4	5	7	6	216%	7	7	23
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0		0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0		1	2	2
就労移行支援	1	2	0	0	0	0%	1	1	1
就労継続支援(A型)	0	0	0	1	1		0	0	0
就労継続支援(B型)	1	6	9	8	8	1250%	1	6	22
児童デイサービス	5	5	6	2	3	40%	6	6	6
短期入所	2	3	3	3	1	143%	11	12	13
療養介護	1	1	1	1	1	100%	1	1	1
居住系サービス	11	13	15	16	15	145%	11	14	19
共同生活介護	6	8	9	9	10	159%	6	7	11
共同生活援助	5	5	6	7	5	130%	5	7	8
施設入所支援	0	0	0	0	0		0	0	15
旧法施設支援費(入所)	54	54	53	53	53	98%	55	55	42
旧身障入所更生施設	1	0	0	0	0	0%	1	1	1
旧身障入所療護施設	20	22	22	22	22	114%	20	21	21
旧身障入所授産施設	1	1	2	1	1	100%	1	1	1
旧知的入所更生施設	28	25	24	26	26	93%	28	28	15
旧知的入所授産施設	4	4	4	4	4	100%	4	4	4
旧知的通勤寮	1	2	1	0	0	0%	1	0	0
旧法施設支援費(通所)	48	53	58	60	55	125%	51	52	42
旧身障通所更生施設	0	0	0	0	0		0	0	0
旧身障通所療護施設	0	0	0	0	0		0	0	0
旧身障通所授産施設	6	6	9	7	6	111%	5	5	1
旧知的通所更生施設	5	5	5	4	4	83%	5	5	2
旧知的通所授産施設	37	42	44	49	45	132%	41	42	39
小計(新体系サービス)	45	60	67	67	66	147%	62	74	129
小計(旧体系サービス)	103	107	111	113	108	110%	106	107	84

障害者自立支援給付事業状況報告書より(国保連請求ベースのため、月遅れ請求や過誤により提供月との相違あり)

表内の数字は6ヶ月間の平均を整数化、伸び率については元の小数点以下の値から計算

(2) 障害者自立支援法に係るサービス種類別の月平均利用回数の実績

平成18年10月から平成20年9月までの各6ヶ月間の月平均利用回数は以下のとおりです。

図表 10 サービス種類別月平均利用回数実績

サービス種類 [単位:訪問以外は人日]	6ヶ月間の月平均利用回数					伸び率 H18 H20	第1期計画見込量		
	H18 後半	H19 前半	H19 後半	H20 前半	H20. 10月		H18	H19	H20
訪問系サービス[時間]	323	364	439	450	460	139%	553	573	593
居宅介護	323	364	439	450	460	139%	553	573	593
日中活動系サービス	63	179	155	229	236	365%	171	297	983
生活介護	26	33	29	90	90	354%	82	76	410
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0		0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0		22	44	44
就労移行支援	21	38	0	0	0	0%	22	22	22
就労継続支援(A型)	0	0	0	8	20		0	0	0
就労継続支援(B型)	6	99	116	127	121	2062%	22	132	484
児童デイサービス	10	9	10	3	5	28%	23	23	23
短期入所	16	23	20	21	2	132%	22	25	28
療養介護	29	30	29	30	31	103%	31	31	31
居住系サービス	307	379	408	412	448	134%	330	420	570
共同生活介護	159	229	247	228	293	143%	180	210	330
共同生活援助	149	150	161	184	155	124%	150	210	240
施設入所支援	0	0	0	0	0		0	0	450
旧法施設支援費(入所)	1,584	1,571	1,523	1,550	1,588	98%	1,650	1,650	1,260
旧身障入所更生施設	30	9	0	0	0	0%	30	30	30
旧身障入所療護施設	571	633	644	647	678	113%	600	630	630
旧身障入所授産施設	19	19	20	21	21	112%	30	30	30
旧知的入所更生施設	802	731	704	765	769	95%	840	840	450
旧知的入所授産施設	117	118	117	117	120	100%	120	120	120
旧知的通勤寮	45	60	40	0	0	0%	30	0	0
旧法施設支援費(通所)	860	1,012	1,041	1,053	1,135	122%	1,530	1,560	1,260
旧身障通所更生施設	0	0	0	0	0		0	0	0
旧身障通所療護施設	0	0	0	0	0		0	0	0
旧身障通所授産施設	116	117	118	110	121	96%	150	150	30
旧知的通所更生施設	97	99	90	79	84	81%	150	150	60
旧知的通所授産施設	647	796	832	864	930	133%	1,230	1,260	1,170

障害者自立支援給付事業状況報告書より(国保連請求ベースのため、月遅れ請求や過誤により提供月との相違あり)

表内の数字は6ヶ月間の平均を整数化、伸び率については元の小数点以下の値から計算

(3) 障害者自立支援法に係るサービス種類別の月平均費用の実績

平成18年10月から平成20年9月までの各6ヶ月間の月平均費用は以下のとおりです。

図表 11 サービス種類別月平均費用実績

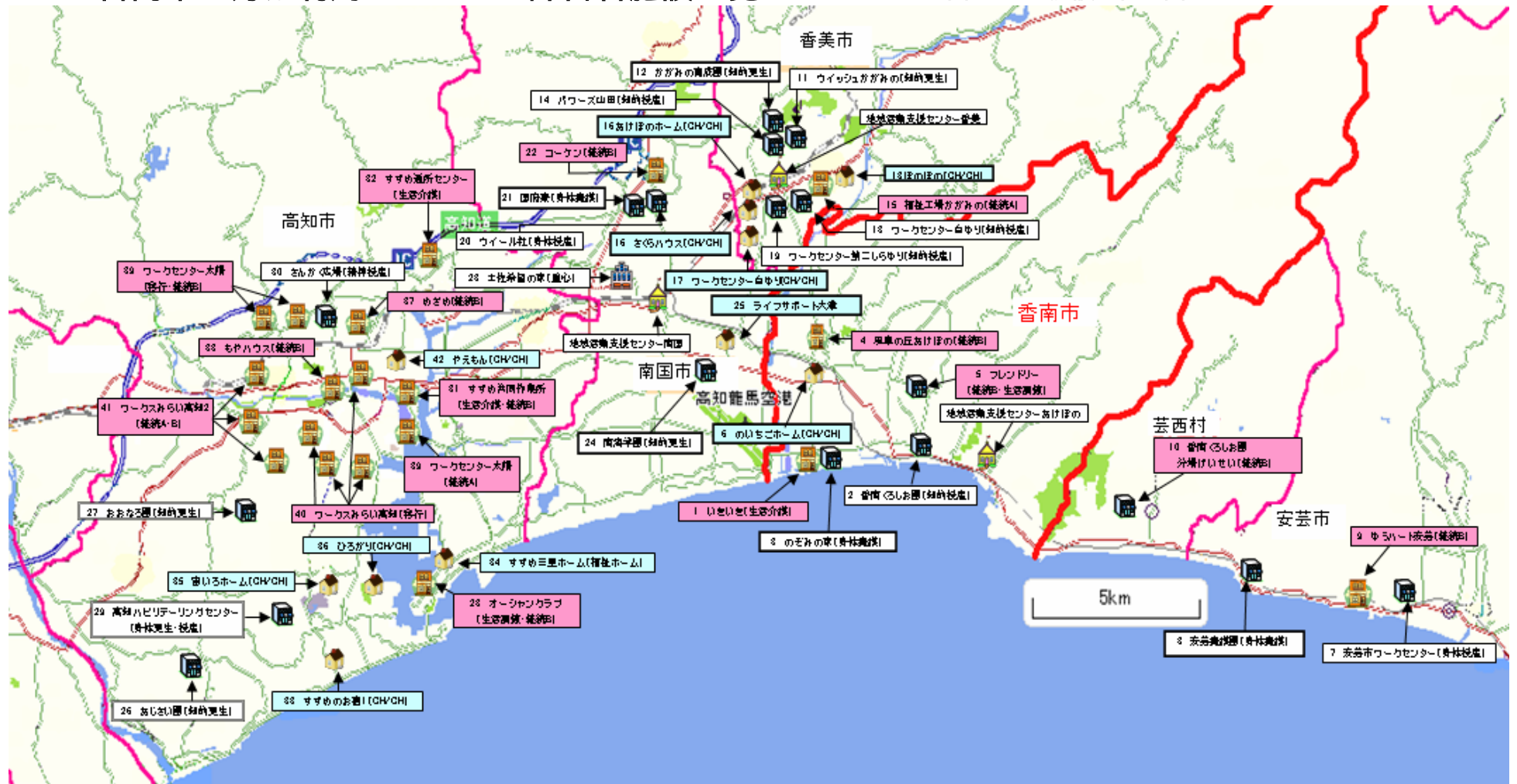
サービス種類	6ヶ月間の月平均費用(千円)					伸び率
	H18 後半	H19 前半	H19 後半	H20 前半	H20.10	H18 H20
訪問系サービス	956	1,061	1,363	1,371	1,243	143%
居宅介護	956	1,061	1,363	1,371	1,243	143%
日中活動系サービス	447	1,056	822	1,456	1,511	325%
生活介護	208	271	237	782	795	376%
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0	
就労移行支援	156	281	1	0	0	0%
就労継続支援(A型)	0	0	0	41	96	
就労継続支援(B型)	29	460	535	615	582	2139%
児童デイサービス	55	45	48	18	38	33%
短期入所	352	442	269	264	17	75%
療養介護	249	256	244	256	266	103%
居住系サービス	739	888	926	963	1,033	130%
共同生活介護	467	614	632	640	762	137%
共同生活援助	272	273	293	323	271	119%
施設入所支援	0	0	0	0	0	
旧法施設支援費(入所)	13,267	13,572	13,293	13,498	13,878	102%
旧身障入所更生施設	205	62	0	0	0	0%
旧身障入所療護施設	6,304	6,990	7,079	7,117	7,447	113%
旧身障入所授産施設	89	103	112	104	101	117%
旧知的入所更生施設	5,614	5,340	5,084	5,401	5,434	96%
旧知的入所授産施設	961	880	875	875	897	91%
旧知的通勤寮	93	197	142	0	0	0%
旧法施設支援費(通所)	6,849	7,546	7,521	7,891	8,563	115%
旧身障通所更生施設	0	0	0	0	0	
旧身障通所療護施設	0	0	0	0	0	
旧身障通所授産施設	713	798	741	690	740	97%
旧知的通所更生施設	903	970	858	774	824	86%
旧知的通所授産施設	5,233	5,778	5,921	6,428	6,998	123%
小計(新体系サービス)	2,743	3,702	3,623	4,310	4,069	157%
小計(旧体系サービス)	20,116	21,118	20,813	21,389	22,441	106%

障害者自立支援給付事業状況報告書より(国保連請求ベースのため、月遅れ請求や過誤により提供月との相違あり)

表内の数字は6ヶ月間の平均を整数化、伸び率については元の小数点以下の値から計算

5. 香南市の方が利用されている障害者施設一覧

図表 12 施設の位置図



- ...旧体系施設
- ...新体系施設(日中系)
- ...新体系施設(居住系)
- ...地域活動支援センター
- ...日中系
- ...居住系
- ...日中系 + 居住系

施設・事業所は平成 21 年 4 月現在のサービス種目を表示
 1 事業所で複数ある GH/CH は現在香南市の方が利用がある施設の位置のみ表示
 数字は次ページの位置に該当

図表 13 香南市の方が利用しているサービス事業所の状況（移行計画）

	位置	施設・事業所名	種目	移行年度	移行後の種目（定員）		利用者数		位置	施設・事業所名	種目	移行年度	移行後の種目（定員）		利用者数
					日中系	居住系							日中系	居住系	
香南市	1	いきいき		済	生活介護(15)		4	南 国 市	23	士佐希望の家(入所9人)	重症心身障害児		短期入所		1
	2	香南くろしお園	知的授産通所	23	生活介護(12)		29		24	南海学園	知的更生入所	23	生活介護(60)	入所支援(60)	4
	3	のぞみの家	身体療護入所	23	継続 B(18)				25	ライフサポート「大津」 (育成会第2 他10ヶ所)		済		GH/CH(60)	3
	4	風車の丘あけぼの		済	継続 B(20)		4		26	あじさい園	知的更生入所	23	生活介護(60)	入所支援(50)	1
	5	フレンドリー	知的授産通所	21	生活訓練(6)		4		27	おおなる園	知的更生入所	23	生活介護(60)	入所支援(60)	2
	6	ライフサポート「かがみの」(のいちごホーム)		済		GH/CH(5)	4		28	オーシャンクラブ		済	生活訓練(10)		
安芸市	7	安芸市ワークセンター	身体授産通所	22	就労移行(6)		3					就労移行(10)			
	8	安芸療護園	身体療護入所	22	継続 B(24)							継続 A(10)			
	9	ゆうハート安芸		済	生活介護(50)	入所支援(50)	1					継続 B(30)		1	
芸西村	10	香南くろしお園 分場げいせい	知的授産通所	済	継続 B(20)		1	29	高知ハビリテーリングセンター	身体更生入所	22	生活訓練(20)	入所支援(40)	1	
香美市	11	ウイッシュかがみの	知的更生通所	22	生活介護(40)		4					就労移行(12)			
	12	かがみの育成園	知的更生入所	22	生活介護(60)	入所支援(80)	10					継続 B(28)			
	13	同仁(ぼのぼの 他1ヶ所)		済	生活訓練(20)	GH/CH(12)		30	さんかく広場	精神授産通所	23	就労移行(10)		1	
	14	パワーズ山田	知的授産通所	22	移行(15)	GH/CH(11)	1	31	すずめ共同作業所		済	生活介護(10)		1	
	15	福祉工場かがみの		済	継続 B(40)		1	32	すずめ通所センター		済	継続 B(17)			
	16	ライフサポート「かがみの」 (あけぼのホーム・さくらハウス他8ヶ所)		済	継続 A(40)		1	33	すずめのお宿1		済	生活介護(25)		2	
	17	ワークセンター白ゆり (八井田荘 他5ヶ所)		済		GH/CH(73)	2	34	すずめ三里ホーム		済		GH/CH(5)	1	
	18	ワークセンター白ゆり	知的授産入所	23		GH/CH(26)	1	35	宙いるホーム		済		福祉ホーム(20)	2	
	19	ワークセンター第二しらゆり	知的授産通所	23	生活介護(8)	入所支援(30)	3	36	宙むとこ(ひろがり 他4ヶ所)		済		GH/CH(10)	2	
	20	ウィール社	身体授産通所	23	生活訓練(8)	GH/CH(14)		37	すむとこ(ひろがり 他4ヶ所)		済	継続 B(20)		1	
南国市	21	国府寮	身体療護入所	22	就労移行(8)			38	めざめ		済	継続 B(20)		1	
	22	就労支援センターコーケン		済	生活介護(9)		8	もやハウス		済	継続 B(20)		0		
					生活訓練(7)			39	ワークセンター太陽		済	就労移行(15)		0	
					就労移行(14)			40	ワークセンターみらい高知		済	継続 A(10)		0	
				継続 B(12)			41	ワークセンターみらい高知2		済	継続 B(15)		0		
							42	高知ハーモニホスピタル(やえもん他2ヶ所)		済	就労移行(30)		0		
												継続 A(30)		0	
												継続 B(40)		0	
													GH/CH(22)	1	

6 . 障害のある人の就業状況

一般企業における障害のある人の雇用については、「障害者の雇用に関する法律」において「1.8%以上の障害者雇用率の確保（法定雇用率）」が定められています。

香南市の現状をみると、法定雇用率未達成の企業が多く存在しており、今後も雇用率の向上に向け、一層の促進を図っていかねばなりません。

なお、市町村の機関の法定雇用率は2.1%となっていますが、香南市役所では、平成19年時点は達成できていたものの、障害のある市職員の相次ぐ早期退職により、平成20年時点では1.67%と法定雇用率を下回る事となっています。

今後、新規採用試験に障害者枠を設定すると共に、障害のある職員への精神面でのサポート、業務内容・業務量を考慮した職員配置、職場環境のバリアフリー化など、行政としての取り組みが急がれます。

図表 14 障害者雇用率の状況（平成 20 年 6 月 1 日現在）

民間企業（法定雇用率 1.8%）

区分	企業数	算定基礎 労働者数	障害者 の数	障害者の種類			実雇用 率	法定雇用 率達成企 業数	達成企 業割合	未達成 企業数	不足 計
				身体	知的	精神					
全 国	73,042	20,499 千人	325 千人	266,043	53,563	5,997	1.59%	32,803	44.9%	40,239	
高知県	371	58,046 人	971.5 人	686	266	19.5	1.67%	196	52.8%	175	
公共職業安定 所（ハローワーク） 香美管内	17	2,922 人	44 人	26	18	0	1.51%	13	76.5%	4	8
香南市	8	1,640 人	24 人	17	7	0	1.46%	5	71.4%	2	5

市町村の機関（法定雇用率 2.1%）

区 分	機関数	算定基礎 労働者数	障害者 の数	障害者の種類			実雇用率	法 定 雇 用 率 達 成 機 関 数	達成機 関割合	未達成 機関数	不足 数計
				身体	知的	精神					
全 国	2,512	962 千人	22 千人	21,826	323	248	2.33%	2,107	83.9%	405	
高知県	37	7,537 人	127 人	126	0	1	1.69%	17	45.9%	20	
香南市	1	360 人	6 人	6	0	0	1.67%				

香南市役所：重度1人、重度以外4人（職員・嘱託）を雇用

注）法定雇用率の算出には、重度身体障害者又は重度知的障害者は、1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとみなすなどの基準があるため、人数が小数点表記となっている場合がある。

資料提供：高知公共職業安定所（香美出張所）

第4章 基本課題の抽出

1. アンケート調査結果の検証

香南市内の障害のある人の状況及び課題を把握する目的で、平成20年8月～9月に「香南市障害福祉サービス利用者アンケート調査及び香南市施設入所者アンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。

今回は、個人名記載の上での調査を行ったことから、本人像、家族の思いや事業所のかかわり方について、個々明確に把握できたように思います。

障害のある方が「何に困っているか」、「今の状態を受け将来的にどうしていくか」を把握し、その解決に向けて「サービス利用」を想定

障害のある方の思い、その家族の不安、サービス事業所から見た利用者の状況と今後の支援策などの把握

その積み上げから地域課題を発見（分析）

香南市には、障害のある人が約2,000人（3障害の手帳交付状況から）いますが、アンケート調査の対象者としては、何らかの支援を要する状況の方に絞り込んで調査した方が、実態や内情を把握できると考えました。

そこで、障害福祉サービス等（新体系・旧体系サービス等）を利用されている在宅の方114人から入院や長期未利用者を除いた107人とサービスを今まで利用したことのない方（地域活動支援センターあけぼの登録者）10人を対象に実施し、合わせて100人の方から回答を頂きました。

また、「香南市施設入所者アンケート」は施設入所者54人を対象に実施し、48人の方から回答を頂きました。

なお、アンケート調査票は、香南市障害者自立支援協議会で作成しました。

図表 15 アンケートサンプル数

在宅アンケート

	合計(人)	合計%
身体	21	21%
知的	49	49%
精神	26	26%
児童	4	4%
合計	100	100%

内訳

居宅	22	22%
通所	62	62%
未利用	15	15%
その他	1	1%

施設アンケート

	合計(人)	合計%
身体	17	35%
知的	31	65%
精神	0	0%
合計	48	100%

内訳

身体療護	19	40%
身体授産	0	0%
知的更生	25	52%
知的授産	4	8%

(1) 香南市障害福祉サービス利用者アンケート調査 (回答者100人)

身の周りの介助や支援について

身体障害のある人は、身体機能の低下などにより介護を受けている状態であるため、介助を要する方が多いですが、今の介護量で不足している方もいるため、今後の増加が見込まれます。

知的障害のある人は、身体能力のため介助を要する方よりも、本人の経験不足や意欲向上への働きかけと生活習慣の確立のため介助を要する方が非常に多くなっています。

1人でできるという方も日常生活において実際どこまでできているのか、支援が必要か否か把握しづらい面もあり、見守りや声かけを要する方も多いと思われま

す。精神障害のある人は、1人でできる方が圧倒的に多いですが、本人の精神状態の変動や個々の障害特性などにより介助を要する方も多く、その際の利用が見込まれ、短期間利用も含めヘルパーの利用者数としては増加傾向にあるのではないかと考えられます。

障害のある子どもは、親など介護者がいるため、ヘルパー等の利用にはなかなか結びつかないかもしれませんが、介護者自身の生活事情 (就業含む) や介護負担の軽減等により必要な方も増えてくるのではないかと考えられます。

現在の介護者が、万が一、急病、急用、事故などで調理・洗濯など介助できなくなった場合には、「家族や親戚、友人など」を頼りにする方がいる反面、「公的サービスや病院・施設頼み」の方も同じくらいの割合の方がいます。重視すべき点として、「誰にも頼めない方」、「どうしたらいいかわからないといった方」が、その状況を誰にも連絡できない場合や連絡が遅れた場合に非常に大きな問題となってくると思われ、そのようなことのないように、キーパーソンや相談できる方の必要性が高まっています。なお、このアンケートはサービス利用者を中心に行っているため、まだ把握できていない (地域に埋もれている) 方については、早急にその実態把握のシステムを確立する必要があります。

図表 16 アンケート「身の回りの介助や支援」

総回答数（重複回答含む）	112	100%	身体	知的	精神	児童
1．自分1人では身体能力的にできないので介助してほしい	24	21%	8	14	1	1
2．自分からはやる気がでないので介助してほしい	9	8%	0	6	3	0
3．生活習慣を身につけるための助言などがほしい	25	22%	0	20	2	0
4．介助は受けているが、今の介助量では不足のため増やしてほしい	9	8%	4	2	2	1
5．今の介助や援護で間に合っている	18	16%	9	3	4	2
6．介助者がいなくても1人でできる	22	20%	0	9	13	0
7．その他	5	4%	2	0	3	0

就労、趣味や生きがい、外出頻度について

働きたいという気持ちをもっている方が4割いる中で、現実に働けていない理由を検証するとその問題点を解決できそうな方もいるように思われます。「賃金、通勤手段、理解」については職場（就労施設）の努力等に委ねられますが、その働きかけについては行政と協同歩調をとっていく必要があります。特に「通勤問題」については、送迎サービスの実施や住まいの場の確保（近い場所で）ができれば、更なる就労、社会参加が期待できると考えられます。

趣味や生きがいは、社会参加への第一歩と考えられ、そのためにも魅力的で参加しやすい内容のものを近い場所で提供できればより多くの方が参加できると考えられます。そのためにも、地域活動支援センターあけぼので行っている活動の内容や開催日時など、より創意工夫がされれば、その担う役割は大きいものとなります。また、こういった内容をどこでしているのかという情報提供が少ないため、広報手段の改善も必要であり、参加者等が増えれば、障害者同士の結びつきも高まるものと期待されます。

外出頻度については、「買い物、趣味、散歩、サークル等」は、現在の外出頻度よりもっと外出したい希望がうかがえ、特に、「買い物、趣味」については月数回から週数回へと希望する方が多く、送迎を含む介護者がいれば外出頻度の向上につながると思われます。「サークル」については、日頃外出しない方でも月数回の外出希望があり、閉じこもり防止やいきがづくりへの意欲向上のためにも、近い場所で気楽に

集えるサークルの創設が望まれています。サークル活動への興味は個々違うとは思いますが、地域活動支援センターあけぼのの活動周知、内容充実などにより、外出のきっかけの創出が期待されます。

図表 17 アンケート「趣味や生きがいに対する希望」

	総回答数（重複回答含む）	219	100%
1.参加しやすいスポーツやレクリエーションがほしい	29	13%	
2.魅力的な行事や活動があれば参加したい	39	18%	
3.今の生活で満足している	27	12%	
4.やりたいことがない	7	3%	
5.サークル活動等の場所が遠く、行きたくても行けない	12	5%	
6.社会交流したいがきっかけがない	13	6%	
7.知り合いなどからの誘いがほしい	11	5%	
8.趣味などのサークル活動の情報がほしい	18	8%	
9.一緒に楽しめる（参加できる）仲間がほしい	22	10%	
10.自分自身に積極性がない	16	7%	
11.家族の理解が得られず、制限を受けている	3	1%	
12.その他	16	7%	
13.特にない	6	3%	

相談について

家族を中心に、利用している施設職員（ヘルパー、訪問看護職員、グループホーム世話人、病院）への相談が多く、日常的によく接することから信頼関係ができている、相談しやすい環境にあるためと思われます。

市役所、地域活動支援センター等、公的機関への相談が少なかったように思われるのは、障害のある方の相談内容（不安）が障害以外の事など多岐にわたっていることから、施策・制度的なことへの問い合わせは公的機関へ、そのほか健康や生活相談などは家族などすぐに直接話しかけられる身近な方へ相談しているのではないかと考えられます。

中には「相談していない」という回答もあり、今後、相談先の周知を含め訪問等により信頼関係の構築を急ぐ必要があります。

相談しづらいと感じたことに対しては、「特に相談しづらいとは思わない」という回答が多いものの、「解決にいたらない、ちょっとした相談には気が引ける、自分から言いにくい（うまく伝えられない）」といった意見もあり、日頃のかかわりから本人の不安のサインを感じられるよう信頼関係を保っておくことはもちろん、相談対応できる曜日や時間、身近な相談場所（窓口を知らない）、電話及びネット相談等、相談機関の広報・周知、その体制の改善により、相談強化に結びつけられるのではないかと思います。

図表 18 アンケート「相談窓口と相談しづらい理由」

相談窓口	総回答数（重複回答含む）	215	100%
1.市役所・支所の窓口（福祉事務所含む）	26	12%	
2.地域活動支援センターあけぼの	12	6%	
3.社会福祉協議会（香南市社協）	2	1%	
4.利用している施設の職員（相談員）	43	20%	
5.ヘルパー	10	5%	
6.病院	21	10%	
7.障害者団体	2	1%	
8.身体障害者相談員・知的障害者相談員	0	0%	
9.民生委員・児童委員	3	1%	
10.保健所（県の機関）	0	0%	
11.家族	52	24%	
12.友達、仲間、知人	22	10%	
13.その他	15	7%	
14.相談はしていない	7	3%	

相談しづらい理由	総回答数（重複回答含む）	141	100%
1.曜日や時間に制約がある	13	9%	
2.信頼できる相談者がいない	4	3%	
3.身近な場所で相談できない	3	2%	
4.相談場所（窓口）がわからない	7	5%	
5.電話での相談ができない	2	1%	
6.インターネットでの相談ができない	2	1%	
7.解決にいたらない	6	4%	
8.プライバシーが守られるのか不安	5	4%	
9.ちょっとした相談には気が引ける	8	6%	
10.困ったことがあっても誰かがかわり解決できている	14	10%	
11.自分からは言いにくい（面と向かって話すことが苦手）	8	6%	
12.相談内容をうまく伝えられない	13	9%	
13.サービスの抑制を感じる	0	0%	
14.自分1人で考えて解決したい	8	6%	
15.その他	5	4%	
16.特に相談しづらいとは思わない	43	30%	

暮らしについて

一緒に暮らしたい人については、「家族」と暮らしたいと考えている方が6割以上いますが、「友人、仲間、知人」、「障害のある人同士」、「1人」という回答も合わせれば3割弱あり、親の健康状態や管内でのグループホームやケアホーム（以下、「GH・CH」という。）の開設状況により、今後GH・CHの利用に結びつく可能性が高い状況です。

暮らしたい場所についても、具体的にGHをあげる方も多く、アパート等も含めれば、GH・CHの要望が多い現状がうかがえます。

図表 19 アンケート「誰とどこで暮らしたいかの希望」（在宅者）

「誰と・・・」

総回答数	家族	結婚し 配偶者	友人・仲 間・知人	障害者同士	1人	その他
98	62	7	5	9	14	1
100%	63%	7%	5%	9%	14%	1%

「どこで・・・」

総回答数	持ち家	アパート	公営住宅	障害者用入 所施設	その他
95	56	12	13	5	9
100%	59%	13%	14%	5%	9%

サービス種類の希望状況について

希望サービス（どのような内容の支援、サービスを受けたいか）に対する現行支給決定者のサービスを比較すると、身体介助、家事援助、移動支援、就労継続支援、就労移行支援、短期入所は既に支給決定されている方が多く、希望どおりのサービスが受けられているのではないかと考えられますが、今後、本人の状況によってはサービスの増加が予測されます。

また、医療機関送迎サービス等の移送サービスは、居宅介護利用者を中心に希望が多い状況ですが、移送サービスの対象者要件が重度障害のある人であることからそのサービスの利用まで結びつく方は少ないと思われまます。

自立訓練(機能訓練、生活訓練)は通所系サービスの利用者を中心に希望者が多く、今後新体系への移行に際し、自立訓練の併設等サービス提供事業所の確保に努める必要があります。

就労継続、就労移行支援は、現在通所授産施設を利用されている方からの希望が多いですが、未利用者にも若干希望者がおり、サービス利用に向けてサポートする必要があります。その希望者についても個々の能力差が大きく、適応訓練次第では、一般就労も可能になる方もいると思われ、今後関係機関の連携により、就労継続A型、就労移行へと結びつけていくシステムの構築が急がれます。

緊急対応、短期入所は、常時利用したいという方は少なく、何かあったときの安心のために希望されている方が多いと思われ、GH・CHは、現時点ではほとんどの方

が家族と共に生活しており、すぐに利用する必要性がないことから、思ったより希望者が少なかったのではないかと考えられます。

その他の希望については、相談支援、話し相手、趣味活動の仲間を求める方も多いため、地域活動支援センターあけぼのを中心にその活動内容の充実を高めると共に、ボランティアの育成や障害のある人同士の結びつき・交流を高める仕組みや気軽に集まれる場所の確保等が求められています。また、地域活動支援センターあけぼのの活動に合わせ、市社会福祉協議会で行っているボランティアセンター、民生委員等の活動などの地域資源を結びつけることで、更に広がりをもたせられることが考えられます。

図表 20 アンケート「希望するサービス内容」

	総回答数(重複回答含む)	273	100%
1. 自宅で、入浴や排せつ補助などヘルパーによる身体介助を受けたい	11	4%	
2. 自宅で、食事や掃除などヘルパーによる家事援助を受けたい	23	8%	
3. 行動するとき必要な介助や外出時の移動補助(付き添い)等受けたい	21	8%	
4. 福祉タクシーなど外出時の送迎を受けたい	20	7%	
5. 通所施設で日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等	26	10%	
6. 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、必要な訓練等	14	5%	
7. 一般就労は困難であるが、就労機会・生産活動などの機会を受けつつ、知識・能力向上のための訓練を受けたい	16	6%	
8. 一般就労を希望し、一定期間、生産活動に従事し、知識・能力向上のための訓練を受けたい	12	4%	
9. 介助者が緊急で不在の際に手助けを受けたい	19	7%	
10. 家で介護を行う人が病気などの場合に、短期間、施設へ入所したい	21	8%	
11. 地域のアパート等で共同生活を行いながら日常生活上の援助を受けたい	7	3%	
12. 施設入所し、機能訓練や療養上の管理、看護、介護を受けたい	1	0%	
13. 施設入所し、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などを受けたい	1	0%	
14. 一般的な相談のほか、専門的な相談をしたい	15	5%	
15. 話し相手がほしい	17	6%	
16. 買い物や諸手続きの代行をおこなってほしい	8	3%	
17. 本や情報紙などの点訳や朗読をおこなってほしい	2	1%	
18. 生活上の便宜を図るための日常生活用具の給付を受けたい	8	3%	
19. スポーツ・趣味活動などの相手やその際の介助をしてほしい	12	4%	
20. その他	10	4%	
21. 特にない、必要がない	9	3%	

(2) 香南市施設入所者アンケート調査(回答者48人)

【補足】本調査に関し、旧障害程度区分：旧体系施設において使用している介護の必要度を示した尺度で、区分A B Cがあり、Aが介護量大
 障害程度区分：新法で導入された介護の手間を示す尺度で、区分1～区分6まであり、区分6が最重度
 知的判定：知的判定のレベルを示した尺度で、A 1、A 2、B 1、B 2まであり、A 1が最重度

趣味や生きがいについて

回答者33人のうち16人が「(参加しやすい)魅力的な活動」を望んでおり、施設に在ることでの選択肢の少なさやマンネリ化を感じていると思われる、「満足」とした方は4人しかいませんでした。その他「きっかけがない」、「誘い、情報、仲間がほしい」等の意見についても、受け身であることが前提となっており、施設サイドからの情報提供や施設内外の人との交流促進が望まれる状況です。中には、「やりたいことがない」、「自分に積極性がない」という方が6人いますが、職員等のアプローチ次第では改善できると思われる回答も見受けられ、個別対応の強化と行政との協同歩調のもと、今後を見据えた支援策を考える必要があります。

図表 21 アンケート「趣味や生きがいについて」(施設入所者)

	総回答数(重複回答含む)	49	100%
1. 参加しやすいレクリエーションがほしい	6	12%	
2. 魅力的な行事や活動があれば参加したい	14	29%	
3. 今の生活で満足している	5	10%	
4. やりたいことがない	4	8%	
5. 社会交流したいがきっかけがない	2	4%	
6. 知り合いなどからの誘いがほしい	2	4%	
7. 趣味などのサークル活動の情報がほしい	2	4%	
8. 一緒に楽しめる(参加できる)仲間がほしい	3	6%	
9. 自分自身に積極性がない	5	10%	
10.その他	2	4%	
11.特にない	4	8%	

暮らしについて

誰と暮らしたいかについては、回答者28人のうち18人が家族と暮らしたい希望を持っており、うち親がいるという方は9人、他は子どもやきょうだいがいるという状況でした。また、友人や障害のある人同士で暮らしたいという7人のうち4人は30代までの方であり、地域生活への移行が期待できます。

どこで暮らしたいかについては、回答者34人のうち13人が持ち家（自宅）と回答しており、入所年数が短い人、長い人に限らず住み慣れた家を希望しています。その反面、現在の施設で暮らしたい方も8人おり、うち4人が16年以上の長期入所者でした。GH・CHまたは公営住宅・アパートを希望される方も11人おり、うち6人が14年以上の長期入所者です。またその11人のうち6人は旧障害区分Aでもあり、現状としては実現は難しいかもしれませんが、5人は旧障害区分Bであり今後GH・CHの利用に結びつく可能性があります。

図表 22 アンケート「誰とどこで暮らしたいかの希望」（施設入所者）

「誰と・・・」

	家族	結婚し 配偶者	友人・仲 間・知人	障害者同 士	1人	その他
32	18	2	4	3	4	1
100%	56%	6%	13%	9%	13%	3%

「どこで・・・」

	現在の施設	別の障害者 用入所施設	GH・CH	持ち家	公営住宅、 アパート	その他
36	8	1	8	12	4	3
100%	22%	3%	22%	33%	11%	8%

本人の状態を踏まえた今後の生活形態について（施設職員回答）

回答者45人（未回答3人）のうち11人は、新体系移行計画により「生活介護&施設入所支援」が見込まれています。その11人の内訳は、国府寮6人、南海学園4人、あじさい園1人で、うち8人は旧障害区分Aであり、旧障害区分B、Cの3人も50歳以上で障害程度区分も区分3以上の方と見込まれます。

「新体系移行計画は未定であるが現施設で暮らす」であろう方は16人おり、内訳はのぞみの家10人、大方誠心園4人、檜原みどりの家1人、しゃくなげ荘1人で、旧障害区分Aが14人、旧障害区分Bが2人となっています。

「日中通所、GH・CH生活」も16人おり、内訳はかがみの育成園10人、ワークセンター白ゆり3人、わかふじ寮、湖水園、せせらぎ園が1人ずつとなっています。かがみの育成園の10人のうち8人は50歳以上で、10人全員がGH・CHまたは持ち家で暮らしたい希望があります。しかし、ほとんどの方が知的判定がA1、A2と重度の方で、しかも長期入所者も多く、実現困難な方もいるであろうと思われます。ワークセンター白ゆりとせせらぎ園は授産施設ということもあり4人全員B1、B2

であり、障害程度区分判定により現行施設からの退所が考えられますが、全員30代までの方であり地域生活も可能ではないかと思われま。ただ、社会的な受け皿として入所した経過のある方もおり、自宅というのは厳しい状況と考えられます。わかふじ寮、湖水園の2人は30代までの方であり、本人もGH・CHを希望していることから施設退所の可能性もありますが、わかふじ寮の方はA2であり厳しいと思われま。湖水園の方は、B1であるとともに新体系移行により定員が現在より10人減ることから退所の可能性が高いと思われま。

「家族介護者がいれば在宅生活」という方は2人おり、共に60歳代です。旧障害区分Bの方は母と子がいますが、どこで住みたいかの希望には答えておらず、旧障害区分Cの方は子がいるが、どこで住みたいかの希望には答えていません。

なお、その他「ゆくゆくは病院生活」は大方誠心園50歳代A1の方であり、現施設での生活が困難になればという前提です。また、「家族介護者いれば在宅生活」の1人は白ゆりの方で、「日中通所、GH・CH生活」との重複意見、「本人の不安要素なくせばGH・CH」は白ゆりの方で、「日中通所、GH・CH生活」との重複意見です。

(3) サービス提供事業所から見た個別支援策(目標)

「現場の声」から今後の障害者福祉施策のあり方を検討していくため、アンケート調査において、サービス利用施設の関係者等からみた個別目標を記載していただきました。

個人に対しての目標であるため、個人ごとにばらつきはありますが、体調管理や作業面において「できることを自分でできるようになる」など自立意識を自らが強くもつ必要性を目標にされている方が多く、利用しているサービスごとに分析すると、ホームヘルパーや保健師による訪問を受けている方は、精神的な安定やADL等の現状維持(機能低下の予防)を、また通所サービス利用者は作業面の向上を目標にされている方も多かったです。

また、施設入所されている方は、体調管理、生活リズムを目標にされている方が多かったです。

なお、その目標に対する支援については、個々それぞれの特性に応じた関係者のかわりかたやサービス提供の組み合わせなど、個別性に配慮した支援策の検討が十分になされることが重要であり、障害者自立支援協議会等でのケア会議に期待が高まっています。

2 . 香南市障害者自立支援協議会での意見

平成19年11月に設立しました香南市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）では、「現場の声」を各機関の代表者が吸い上げ、その声を協議会の中で検討すべく、年数回開催しています。

開催頻度は少ないながらも、今後の施策反映に活かせる貴重な意見もありました。

その中で、「障害のある人本人、またその家族に対し、行政からの情報が届かない。」「有益な情報を耳にしたが、その情報を香南市の多くの人に伝えられない」という声がありました。障害のある人の多くに関係する情報は広報等でお知らせすることもできますが、障害種別の偏り等により対象者が少ない場合や情報の有効期間が短い場合など、有益な情報であるにもかかわらず、周知方法の確立ができていない現状が課題としてあげられます。

情報発信の方法として、市の広報誌、手紙などの郵便、事業所等への訪問依頼などありますが、費用面、伝達時間の課題に加え、どういった内容（重要度）の情報を発信すべきかといった基準がなく、その内容・対象者の選定に難しさを感じています。

今後、どうすれば様々な情報を当事者・関係者に提供できるのか、その方法の構築に向け、協議していかねばなりません。とりあえずできることとして、協議会の構成メンバーの連携により、ネットワークを活用できればと考えています。

また、直接関係しない様々な課題に対しても、共通認識を図ることが重要で、例えば、入院・入所されている方の幸せとは何か、仮に在宅復帰が幸せであるとすれば、どうしてできないのか、その課題追求には当事者・関係者だけでなく様々なサービスの可能性を踏まえ、協議会全体としての知識や経験、バックアップが必要です。

そういう意見交換の中で、誰がどういう役割をすべきなのか、足りない支援をどうやって確保していくのかを考え、既存のサービスの柔軟な活用や新たなサービスの創設にも結びつけていく必要があります。

住まいの場の確保、退院・退所促進、日中活動の資源など、障害のある人を取り巻く問題は様々ですが、障害のある人が地域生活をより良く送るために、香南市における具体的な実例を元に、香南市独自の最善策を提案・提供できるよう、協議会内の連携をはじめ、協議会での研修を積み上げていくことがメンバー個々の資質向上にもつながり、更に迅速かつ的確な支援に結びつけられると思います。

3 . 課題解決に向けての基本方向

障害者自立支援法施行以後のサービスの状況やアンケート調査結果による新体系サービスの利用ニーズ、第1期計画の達成状況及びその課題等を総合的に勘案したうえで、本計画の基本方向は、第1期計画を踏襲し、次のとおり設定します。

自己選択、自己決定を尊重する相談・権利擁護のための支援体制の確立

アンケート調査の結果からも、障害のある人に必要な支援は、障害の種類や程度、生活状況などによって大きく異なることが明らかとなりました。

そのため、障害のある人が「自己選択と自己決定」によって一人ひとりの状況に応じた安心な生活を送るために必要なサービスを的確に利用できるよう、福祉、保健・医療、教育をはじめとした様々な情報を集約し提供しなければなりません。それと同時に、多様な相談にできるだけ身近に対応できるよう、庁内の関係部署の連携をはじめ、県の関係機関、施設・事業者、社会福祉協議会、身体及び知的障害者相談員、民生委員・児童委員などとの連携を一層強め、相談支援体制を充実する必要があります。

また、サービス利用にあたり、自らの判断能力に欠ける方であっても安心して必要なサービス利用が適切にできるよう、権利擁護のための支援体制づくりが必要となります。

障害のある人の地域生活を支援する新体系サービスへの円滑な移行促進

障害者自立支援法の施行以後、順次、新体系サービスへの移行が進められていますが、まだまだ旧体系サービスのままの事業所が数多く残っています。新体系へ移行することで、どういうふうに変わるのか、利用料はどうなるのかなど、障害のある人自身や家族の不安が懸念され、市としても制度等の周知徹底を図る必要があります。

特に、サービスにかかる利用料などについては、施行後も大きな変更が行われ、そのたびに利用者や事業所にも混乱を招きました。そのことから、国などに対し、迅速な情報提供を求めるとともに、必要な情報を分かりやすく的確に伝えること等、市としても情報提供の重要性が再認識されました。

また、市は障害福祉サービスを一元的に提供する責務を負うこととなっていますが、障害のある人の生活支援に必要と考えられる障害福祉サービスの必要量（サービスごとの必要量に関しては後述）を確保していくことが必要です。

このためには、新たなサービス体系に関する情報提供や相談支援体制の充実とともに、施設・事業所における新体系サービスへの移行を促進し、障害のある人の利用ニーズに対応できるサービス提供基盤の整備を計画的に進める必要があります。

特に、アンケート調査やインタビュー調査の結果に示されるように、家族介護者の高齢化から「親亡き後」への不安が強く現れており、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、グループホームなどの住まいの確保が急務となっています。

障害のある人の働きたい意欲に応じる就労支援の拡充

障害のある人にとって働くということは、経済的な基盤づくりであるとともに、労働を通じて生活の喜びや生きがいなどを見出したり、社会参加、社会貢献などの自己実現を図ったりするなど、経済的、社会的な自立を支える重要な柱です。

このため、障害のある人が働きたいという意欲に応じて就労できるよう、「福祉施設から一般就労へ」を基本に、就労支援のためのサービス提供を図るとともに、行政の関係部署はもとより、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センター、産業団体、一般事業所などとの連携の仕組みづくりに取り組み、地域全体で障害のある人の一般就労を支援促進する環境づくりを進める必要があります。

そのためにも、市障害者自立支援協議会の重要性も増しており、個々のケースに関し、関係機関の連携を高める場として、機能向上を諮る必要があります。

地域をあげた障害のある人の地域生活支援への取り組み

障害者自立支援法の理念の一つである「障害種別を越えた一元的なサービスの提供」の主旨に沿って、保健・福祉・医療、あるいは施設などの連携のもと、地域の中で必要な支援を受けながら自立して暮らすことができるよう総合的なサービス提供体制づくりを進めていく必要があります。

同時に、障害のある人が地域の中で安心して暮らしていくためには、「ノーマライゼーションの理念」のもと、障害のある人もない人も同じ地域の一員として相互に支えあう地域づくりが不可欠です。特に、アンケート結果にあるように、障害のある人のニーズに対しサービス提供だけで解決できない課題もあり、その質や頻度などかわり方にも配慮する必要があります。

第5章 計画の基本目標とサービス体系

1. 計画の目標と基本方針

障害のある人が、できるだけ住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを送ることができるよう、障害者基本計画と連動して、自立支援法にもとづく新体系サービスの整備に取り組み、「地域生活を支援する総合的な支援システム」の構築をめざします。

この計画の基本目標は、第1期計画を踏襲し、

「安心」と「自立」を支える

とし、障害者施策の根本理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の達成をめざします。

基本方針1 訪問系及び日中活動系サービスの確保

障害のある人が地域で安心して生活していくためには、身体障害のある人、知的障害のある人に加え、精神障害のある人に対する訪問系サービスの充実を図り、各施設での新体系サービスへの移行等を推進することにより、障害のある人が望む適切な日中活動系サービスを確保します。

基本方針2 施設入所・入院から地域生活への移行の促進

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、障害に対する理解を深め、生活介護及び自立訓練等の日中活動系サービスを利用し、施設入所・入院から地域生活への移行に努めます。

基本方針 3 就労支援のための総合的な環境整備

就労移行支援、就労継続支援など一人ひとりに応じたサービス提供体制の整備や受け入れ環境の整備により、福祉施設等から一般就労への移行を総合的に支援します。

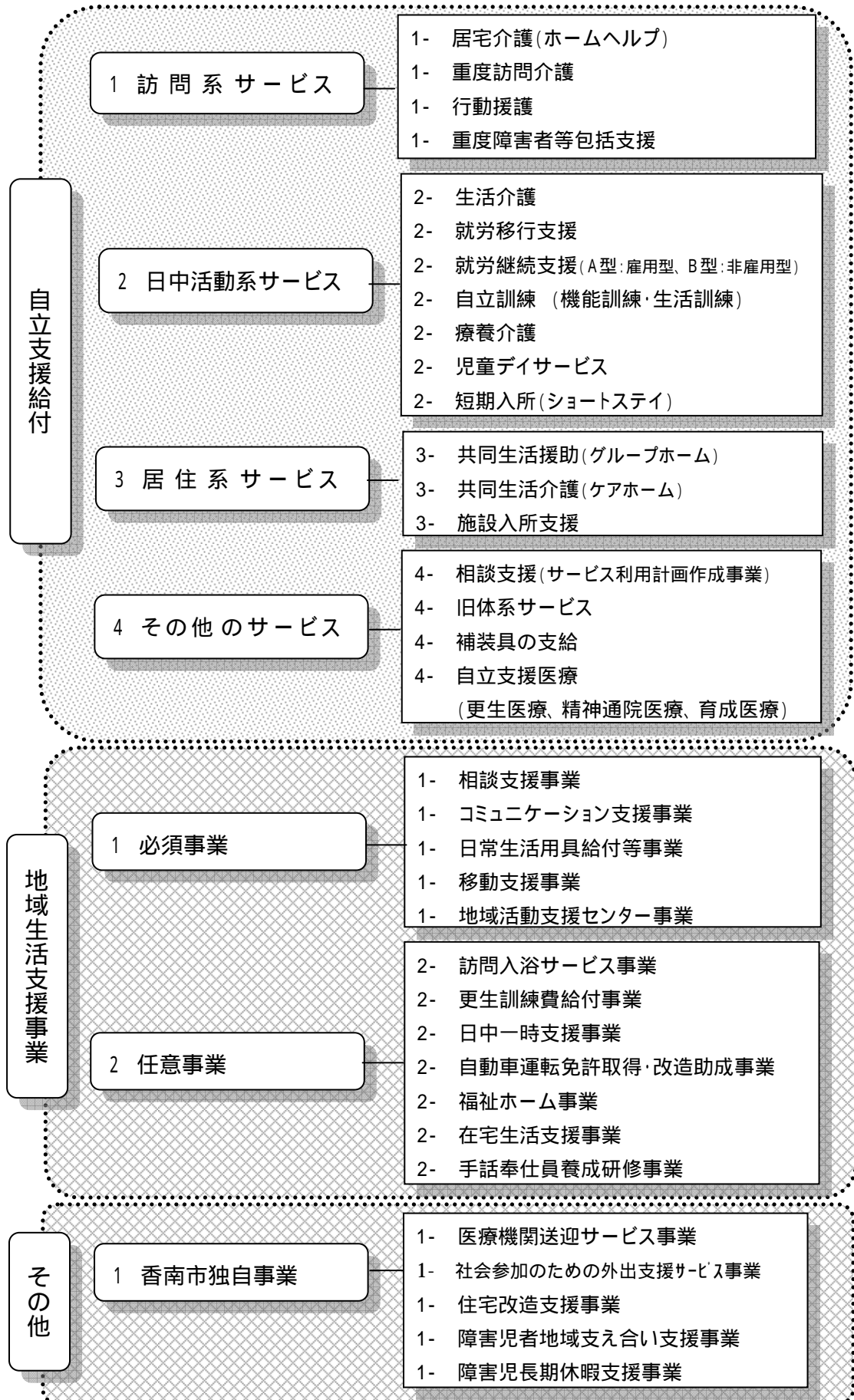
その際、個人を取り巻く周囲の見守り体制の確立などのため、障害者自立支援協議会の相談支援部会及び就労支援部会等において、サービス提供事業所、相談支援事業所あけぼの、障害者就業・生活支援センターゆうあい、市保健師等が連携し、支援体制機能の強化を図ります。

基本方針 4 相談支援体制の整備

障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、障害者自立支援協議会の機能強化を図るなど、相談支援体制の整備を図ります。

特に、困り事がある人や何らかの支援が必要な方でありながらも、まだ行政等で把握できていない方についての早期発見（早期解決）が求められており、相談支援事業所あけぼのや福祉事務所はもちろん、他課をはじめ関係機関との連携による情報ネットワークの構築が不可欠です。

2 . 障害福祉サービス等の体系 図表23 サービス体系図



第6章 サービス見込量の設定

1. 平成23年度に向けた数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、入所施設を退所し、生活介護及び自立訓練などの日中活動系サービスや居宅介護等の訪問系サービスを利用しながらグループホームやケアホーム、福祉ホーム、一般住宅で暮らす人数、すなわち、入所施設から平成23年度末において地域生活へ移行する人数の目標を次のように設定します。

施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標の設定について、第1期時（平成18年）の国の基本方針では、

平成23年度までに、福祉施設の入所者のうち、1割以上を地域生活へ移行する。
平成23年度までに施設入所者数を7%減少を目標とする。

と定めています。

これを受け、地域生活への移行に取り組み、平成20年12月末現在4人が地域生活へ移行しており、平成23年度末までの地域生活移行者数を第1期計画の8人から13人に目標設定を高めました。

また、平成23年度末の施設入所者数については、第1期計画で42人と設定していましたが、現状を踏まえ今後の新規施設入所者も勘案し、本計画では43人とし、それに伴い削減見込の目標値を10人から9人に変更しました。

図表 24 平成23年度末における施設入所者数の目標

項目	目標	備考
入所者数(A)	52人	平成17年10月1日現在の法定施設の入所者数
平成23年度末の施設入所者数(B)	43人	平成23年度末時点の利用人員見込み
【目標値】 削減見込(A-B)	9人 (17.3%)	差引減少見込数(平成17年10月1日時点から)
【目標値】 地域生活移行者数	13人 (25.0%)	平成17年10月1日現在の施設入所者がG・H・C・H、福祉ホーム等へ移行する者の数

法定施設とは、下記を指す。(ただし、通勤寮、援護寮、福祉ホームは対象外)

- ・身体障害者 - 更生施設、療護施設、授産施設
- ・知的障害者 - 更生施設、授産施設
- ・精神障害者 - 生活訓練施設、授産施設

【参考：移行した人の状況】

移行者の障害種別：4人全員知的障害(65歳以上2人、50歳代2人)

移行前施設：かがみの育成園

移行後の状況：3人はCH「のいちごホーム」で「香南くろしお園及び分場」通所
1人はCH「さくらハウス」で「パワーズ山田」通所

その他特記事項

- ・移行先の全てが入所していた福祉施設等の同系列のCH、通所施設
- ・移行に対して、保護者や家族の理解が得られにくかったケースもある
- ・施設から市への情報提供が少なかった(連絡が遅かった)ため、今後市からの積極的な情報収集が必要(連携強化)

今後の課題

- ・市が入所者に関わるのは、調査時など限られた場合のみであり、地域生活への移行ができるかどうかについて、本人の状態や意向、家族の引き受ける力、施設の考え方など日頃から積極的に把握をしていくことが必要(平成20年8月に行ったアンケート調査は有意義であった)
- ・地域移行を進めるにあたって、地域生活の場はGH、CHが中心になると思われ、今後のGH・CHの不足も考えられるため、公営住宅等の活用等含め、近隣市町村との連携が必要
- ・日中活動(昼間の活動)が不可欠であり、本人・家族への情報提供が重要
- ・施設による地域生活への訓練強化と合わせ、家族や地域住民の理解促進が不可欠である
- ・地域移行した際の本人や家族の不安を取り除くための相談支援体制の充実が必要

(2) 「退院可能精神障害者」の地域生活への移行

精神科病院入院患者のうち、地域での受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害のある人、(以下「退院可能精神障害者」という。)について、国の基本方針では、

平成24年度までに、精神科病院入院患者のうち「退院可能精神障害者」を解消(地域生活へ移行)する。

としており、第1期計画で、該当者は県の調査結果(平成18年6月30日現在)によって想定される「24人」を平成23年度末までに地域へ移行することを目標としていましたが、県の行った精神科病院入院患者数調べ(平成20年7月31日現在)では、本市分として91人(うち65歳以上48人)おり、平成20年9月の県調査ではそのうち退院可能精神障害者12人となっています。

その12人のうち6人は自宅、GH・CH、援護寮など地域生活への移行を目標にしますが、その他の6人についても介護保険施設等への入所支援を図っていきます。

なお、退院し、地域生活へ移行する精神障害のある人の生活を支えるためには、G・H・CHをはじめ、日中活動系サービス、訪問系サービスなどの支援が必要です。

そのためには、精神障害のある人の地域移行に必要な体制の総合調整役を担う地域体制整備コーディネーターや利用対象者の個別支援等に当たる地域移行推進員の配置を柱とした「精神障害者地域移行支援特別対策事業（平成20年度新設）」も地元地域において展開できるよう活用し、退院促進を図ります。

図表 25 平成 23 年度末における退院可能精神障害者の地域移行の目標

項目		数 値	備 考
現 在		12 人	現在の退院可能精神障害者数 (平成 20 年 9 月時点における県の調査結果)
↓			
目 標 値	平成 21 年度	2 人	自宅 2 人 グループホーム若しくはケアホーム 3 人 援護寮 1 人 その他の 6 人は、施設入所（介護保険施設等） が見込まれる
	平成 22 年度	2 人	
	平成 23 年度	2 人	
【目標値】減少数 (地域への移行人数)		6 人	平成 23 年度末までに減少（地域への移行）を目指す数

(参考)

項目	数 値	備 考
第 1 期計画目標値	24 人	第 1 期計画の退院可能精神障害者数 (平成 18 年 6 月 30 日時点における県の調査結果) 人口割りによる算出結果であり、実態とそぐわない 数値となっていた経過あり

【参考：移行した人の状況】

移行前病院：海辺の杜ホスピタル（2 人）

移行後の状況：宙いろホーム（移行型 G H 2 人） 併設病院デイケアを活用

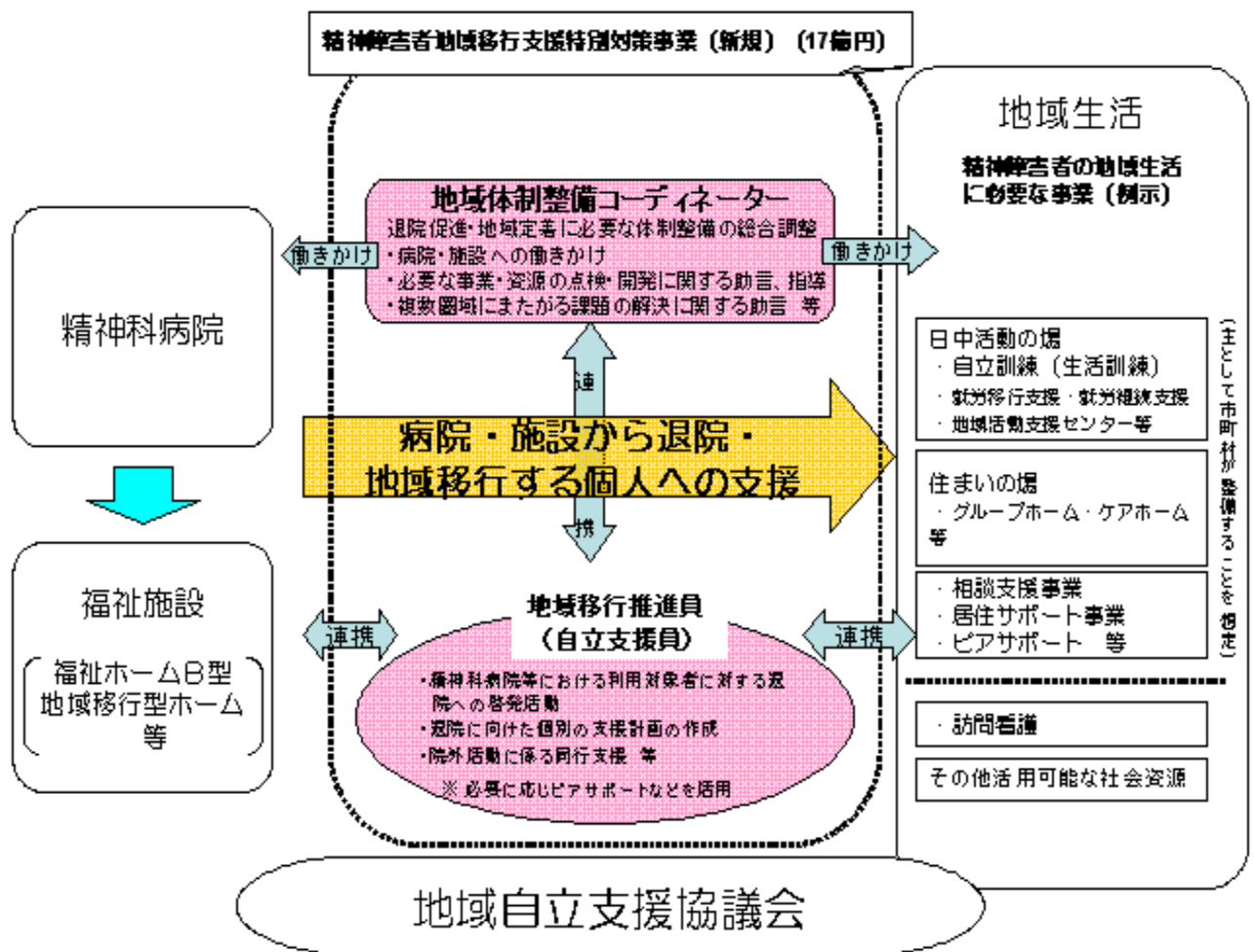
その他特記事項

- ・病院併設の移行型 G H で、2 年間で地域生活ができるよう生活支援を行う前提があるが、2 人とも地域移行が難しく G H 利用を延長している状況
- ・1 人地域生活（市営住宅）への移行を試みたが、本人状態から困難となり断念
- ・病院との関わりが突発的であり、本人の経過状況を把握しづらい

今後の課題

- ・市が入所者に関わるのは、調査時など限られた場合のみであり、地域生活への移行ができるかどうかについて、本人の状態や意向、家族の引き受ける力、施設の考え方など日頃からの積極的な把握をしていくことが必要
- ・地域移行した際の本人や家族の不安を取り除くための相談支援体制の充実が必要

図表 26 精神障害者地域移行支援特別対策事業のフロー図



(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成23年度において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援などを通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を「3人」と設定します。

図表 27 平成23年度における福祉施設利用者の一般就労移行の数値目標

項目	数値目標	備考
年間一般就労移行者数	1人	平成15年度から17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】 平成23年度の 年間一般就労移行者数	3人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する方の見込み数 事業所で就労移行支援を受けている者3人を見込む

この目標値は平成23年度の単年を見込んでおり、平成21、22年度は目標値を設定していない。

【参考：一般就労した人の状況】

就労者の障害種別：身体障害 1人（30歳代）、知的障害 2人（共に20歳代）、精神障害 1人（40歳代）

就労前施設：フレンドリー（H19就労）、ワークセンター太陽（H19就労）、香南くろしお園（H20就労）、ゆうハート安芸（H20就労）

就労先の業種：菊水（酒造会社ラベル貼り）、赤岡青果市場（仕分け作業）、ユニクロ（衣料販売店品だし、商品管理）、マルナカ安芸店（清掃）

今後の課題

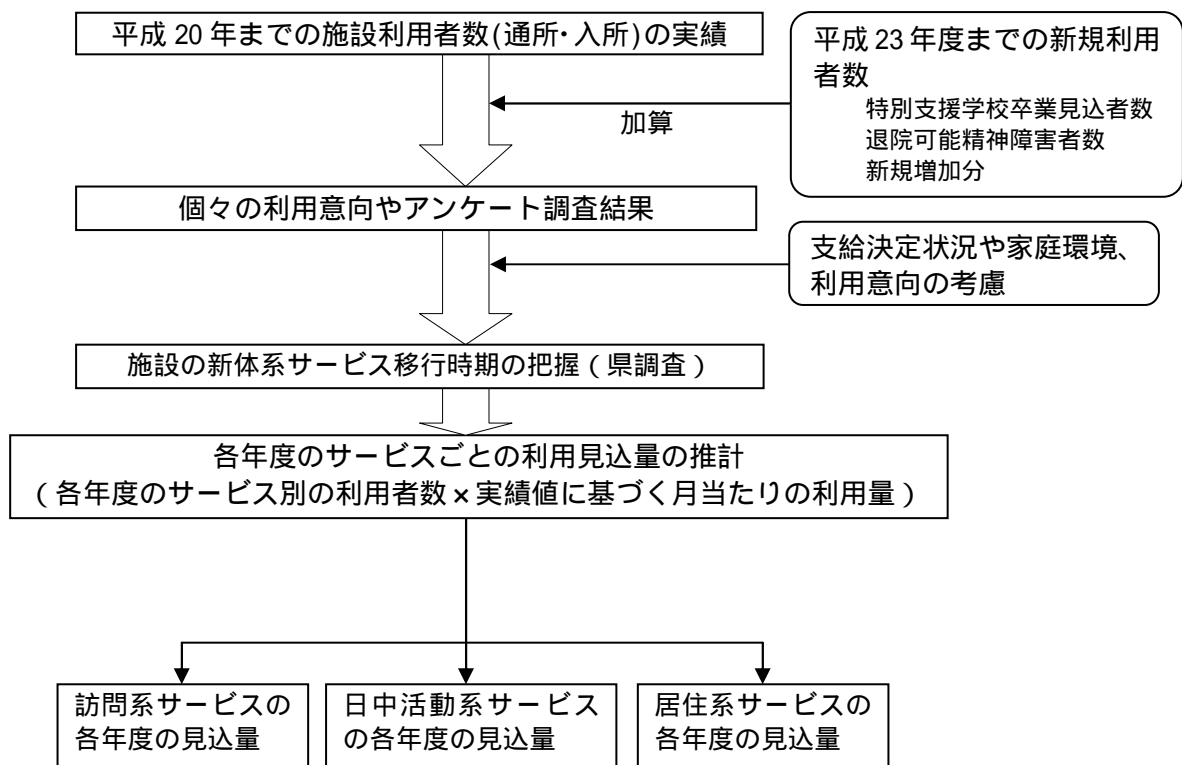
- ・雇用できる事業所が少なく、施設や事業所には一般就労への一層の取組みが求められる
- ・通所授産施設等での能力の高い通所者を就労へ結びつける積極的な取組みが少ないように思われる
- ・施設等の工賃確保については、国庫事業の導入等で事業所環境の整備を図るとともに、収益性の高い作業、販売力の強化が不可欠（賃金を事業所選択の条件とする障害者が増えているような感じあり）
- ・市障害者自立支援協議会の構成機関でもある「香南くろしお園、フレンドリー、風車の丘あけぼの」とは連携がとれており状況把握はできつつあるが、他市の事業所については行政からの積極的な働きかけが十分でないため一般就労可能な方への積極的なアプローチ、フォローが必要
- ・「ハローワーク（高知公共職業安定所香美出張所）、障害者就業・生活支援センターゆうあい、地域活動支援センターあけぼの」を含めた市障害者自立支援協議会の就労支援部会の機能強化
- ・就労支援システムの構築（企業の理解促進と雇用の場の確保、就労移行支援等のサービス事業所の充実、公的な機関や地元企業への雇用や業務発注等の働きかけ）

2 . 第 2 期における各サービスの見込量

(1) 見込量設定の考え方

第 2 期における各サービスの見込量は、平成 18 年度から平成 20 年度までの第 1 期のサービス実績量に、個々の利用意向やアンケート調査結果、そして新体系サービスへの移行計画を踏まえ、各サービスの対象となる人数を推計しました。

図表 28 平成 23 年度までの各年度の新体系サービス別の見込量設定の流れ



(2) 訪問系サービス

1) 訪問系サービスの種類とその内容

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプサービス）のほか、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあり、その利用対象は次のとおり定められています。

居宅介護（ホームヘルプ）

身体介助：居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

家事援助：居宅において、調理、洗濯及び掃除等の家事を行います。

通院介助：病院、官公庁等への付き添い介助を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする方が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。

行動援護

自己判断能力が制限されている方が対象となります。行動するときに生じる危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い方が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

2) 訪問系サービスの数値目標

現在利用中の方の現行の支給決定量や実績を、身体介護、家事援助、通院介助それぞれで踏まえ、支給決定量に対する実績の利用率、身体介護80%、家事援助60%、通院介助40%を算出しました。

それを基に、新規利用者（未利用者、特別支援学校卒業生、退院可能精神障害者、施設退所者、介護扶助者等）の利用量を見込みました。

また、訪問系サービスのうち、「重度訪問介護」や「行動支援」、「重度障害者等包括支援」については、利用要件が極めて重度の場合に限定されていることから実績はありませんが、現在長期入院中の重度障害のある人の退院に際し重度訪問介護での支援を計画しており250時間/月を見込んでいます。

今後は、利用者ニーズにあった利用が進み、精神障害のある人の利用や家族介護者の高齢化等その動向により更なる増加が見込まれるとともに、重度障害のある人へのサービス提供も、重度訪問介護事業所が少なく供給しづらいことが予想され、その代わりに身体介護での提供が見込まれ、今後給付費の大幅な増加が懸念されます。

なお、この見込量を達成していくためには、市内事業所だけでなく、近隣市町村の事業所の利用も増えてくる見込みで、そのサービス提供事業所における人材の養成・確保が求められます。

【サービス確保のための方策】


サービス提供事業所に対し、今後新たなサービス提供が見込まれる精神障害のある人や、24時間サービスを必要とする障害のある人へのサービス拡充に向け働きかけていきます。


今後需要が見込まれるため、障害のある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業所へ、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

居宅介護における医療的ケアや重度訪問介護事業所における受け入れ等に関して、もし事故など起こった場合の責任問題（補償や保障を含む）や報酬単価の見直し等、今事業所が直面している課題を国へ働きかけていきます。

図表 29 訪問系サービスの各年度の見込量（月当たり）

区 分		第2期の目標			第1期 での目標
		21年度	22年度	23年度	23年度
利用者数	人/月	40	44	49	29
サービス見込量	時間/月	807	865	926	655

 重度訪問介護、重度障害者等包括支援を受ける事業所が少なく、身体介護及び家事援助で提供する場合もある

 医療的ケアを要する重度障害のある人への対応が難しく、担ってくれる事業所が少ない

【参考：訪問系サービスの状況】

支給決定者数：38人（うち65歳以上5人、児童5人）

身体介護と家事援助を受給される方の比率は1:2

利用者の障害種別人数：身体障害11人（うち児童4人）、知的障害5人（うち児童1人）、精神障害13人

利用事業所ごとの利用者数

ふれあいの里29人、ゆずケアセンター2人、野市ケアセンター1人、はまゆう1人

利用量の増減傾向：入退院や季節的変動もあるが、全的に増加傾向(重度障害のある人の身体介護、知的及び精神障害のある人の家事援助)

その他特記事項

- ・現在の支給決定の方法は、本人がどういったことに困っているのかを本人状況及び家族状況から必要量を算出し、支給決定している
- ・知的及び精神障害のある人の新規利用が増加傾向

(3) 日中活動系サービス

1) 日中活動系サービスの種類とその内容

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）のサービスがあります。

生活介護

常に介護を必要とする方が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な方が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

療養介護

医療と常に介護を必要とする方が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活のお世話をを行います。

児童デイサービス

障害のある子どもが対象となります。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

短期入所（ショートステイ）

介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

2) 日中活動系サービスの数値目標

生活介護

生活介護について、通所利用者は障害程度区分が区分3以上（50歳以上は区分2以上）、入所利用者は障害程度区分の区分4以上（50歳以上は区分3以上）という要件を満たす必要があり、重度障害のある人を対象として次のとおり見込みます。

現在利用中の方の現行の支給決定量や実績から、支給決定量に対する実績の利用率90%を算出し、それを基に、新規利用者を含め、個々の支給決定量の90%を利用量として見込みました。

なお、入所利用者については、生活の場での利用となるため利用率90%まで下がるかどうかわかりませんが、入所者の現状でも入院、外泊等での利用率低下が生じているため、同様の算定を行っています。


【サービス確保のための方策】


新たなサービス体系への移行の促進を図るため、サービス提供にかかる施設整備に対して支援に努めます。

日中活動の場の拡充を図ります。

図表 30 生活介護の各年度の見込量（月当たり）

生活介護		第2期の目標			第1期での目標
		21年度	22年度	23年度	23年度
利用者数	人	10	34	73	62
サービス見込量	日	147	622	1,394	1,221

 旧体系サービスから移行が進んでおらず、現状としてサービス量が不足しており、早急な移行が望まれる

 旧体系サービスからの移行にあわせ事業所の増加が見込まれ、生活介護以外のサービスも併設される場合もあり、定員数やサービス内容だけにとらわれず、本人や家族の意志が尊重されるよう留意する必要がある

【参考：生活介護の状況】

支給決定者数： 9人（うち65歳以上1人）うち1人は未利用

利用者の障害種別人数： 身体障害6人、知的障害3人

利用事業所ごとの利用者数

いきいき5人、すずめ共同作業所1人、すずめ通所センター2人

利用量の増減傾向：新体系への移行により増加（移行が進んでいない）

その他特記事項

- ・現在、「いきいき」の利用者については、本人希望及び施設定員等の理由から平日毎日という支給決定を行っているのは1人のみである
- ・通所サービス利用促進事業の活用等による送迎が充実すれば、今後近隣市町村以外の利用も考えられる

自立訓練

機能訓練については、身体障害のある人を対象としており、県が実施した「施設移行調査」（平成20年9月実施）によると、平成22年度に高知ハビリテーリングセンターでこの新体系サービスへの移行が予定されていますが、現在、同事業所の更生施設を利用されている方がいないうえ、アンケート調査結果で訓練を希望している方のほとんどが知的・精神障害のある人で本人の状態や現行のサービス利用状況から対象者もないと見込み、平成23年度まで利用対象者は見込まないものとしています。

また、生活訓練については、フレンドリー、ワークセンター第二しらゆり、ワークセンター白ゆり、かがみの育成園などがこの新体系サービスへの移行を予定しており、アンケート調査の結果からもニーズは高いように思われますが、本人の状態や現行のサービス利用状況などを勘案すると、生活訓練の受給にまでいたる方は限られていると思われ、平成23年度から1人の利用（原則として標準的な利用日数（1人当たり22日/月））を見込んでいます。

【サービス確保のための方策】


新たなサービス体系への移行の促進を図るため、サービス提供にかかる施設整備に対して支援に努めます。

日常生活における基本的動作、生活習慣の指導、集団生活への適応訓練など日中活動の場の拡充を図ります。

図表 31 自立訓練の各年度の見込量（月当たり）

自立訓練 (機能訓練)	第2期の目標			第1期での目標
	21年度	22年度	23年度	23年度
利用者数 人	0	0	0	0
サービス 見込量 日	0	0	0	0

自立訓練 (生活訓練)	第2期の目標			第1期での目標
	21年度	22年度	23年度	23年度
利用者数 人	0	0	1	7
サービス 見込量 日	0	0	22	154

 旧体系の通所授産施設からの移行が見込まれ、就労継続支援との併設や入所施設での利用が見込まれるが、その定員数やサービス内容だけにとらわれず、本人や家族の意志が尊重されるよう留意する必要がある

【参考：自立訓練の状況】

支給決定者数： 決定者なし

利用量の増減傾向

- ・現在、事業所もなく希望者も少ないが、今後、生活訓練は特別支援学校卒業生をはじめ青年層、また知的及び精神障害のある人の新規利用増が見込まれる（少数ではあるが希望する、利用すべきという方がいる）

就労移行支援

就労移行支援は、原則2年間のサービス利用で一般就労を目指すサービスであり、県が実施した「施設移行調査」（平成20年9月実施）によると、平成22年度から安芸市ワークセンター、高知ハビリテーリングセンター、かがみの育成園、ワークセンター第二しらゆり、ワークセンター白ゆりなどでこの新体系サービスへの移行が予定されています。

アンケート調査結果で希望している方もいますが、現行のサービス利用状況としては主に通所授産施設や就労継続支援B型の利用者がほとんどで、個別に対象者の状況を勘案すると、就労移行支援サービスの受給にはすぐに移れない方がほとんどです。

しかしながら、現状から2～3年かけてステップアップできる方も増えるだろうと見込み、平成23年度には10人の利用を見込んだうえで、原則として標準的な利用日数（1人当たり22日/月）を乗じています。

【サービス確保のための方策】

新たなサービス体系への移行の促進を図るため、サービス提供にかかる施設整備に対して支援に努めます。

継続的な就労訓練を確保する観点から、企業などに対し事業発注の働きかけを行い、安定した施設運営への支援に努めます。

障害のある人の企業などへの就労機会の拡大のため、ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就業・生活支援センターとの連携を強化して、雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障害のある人への雇用に関する情報の提供に努めます。

図表 32 就労移行支援の各年度の見込量（月当たり）

就労移行支援	第2期の目標			第1期での目標
	21年度	22年度	23年度	23年度
利用者数 人	1	2	10	5
サービス見込量 日	22	44	220	110

旧体系の通所授産施設からの移行が見込まれ、就労継続支援との併設や入所施設での利用が見込まれるが、その定員数やサービス内容だけにとらわれず、本人や家族の意志が尊重されるよう留意する必要がある

サービス事業所は、個別に実習先を確保しておくことが必要であり、新規開設事業所はその受け入れ先との十分な調整が必要

【参考：就労移行支援の状況】

支給決定者数：平成19年度に2人いたが、1人は就職済みで、1人は就労継続支援に変更し、現在はいない

利用量の増減傾向：新体系への移行により増加を見込むが、増えても2～3人

その他特記事項

- ・就労継続支援及び自立訓練から就労できる状況に達した方、現在失業中の障害のある人、特別支援学校卒業生などの利用が見込まれる

就労継続支援

就労継続支援 A 型については、現利用者に、特別支援学校卒業生、在宅未利用者を追加し、見込んでいます。

B 型については、各施設の移行時期とあわせ、既に支給決定している方の数、現在の施設利用者からの移行者数（小規模作業所の利用者含む）、退院可能な精神障害のある人のうち新規に利用を見込む数、特別支援学校等卒業生のうち新規に利用を見込む数、その他中途に障害をもった方やサービスを利用していない在宅者などの利用を見込んでいます。

原則として標準的な利用日数（1 人当たり 22 日 / 月）に現行の利用率 90% を乗じ、更に利用者数を乗じて見込んでいます。

【サービス確保のための方策】

新たなサービス体系への移行の促進を図るため、サービス提供にかかる施設整備に対して支援に努めます。

継続的な就労訓練を確保する観点から、企業などに対し事業発注の働きかけを行い、安定した施設運営への支援に努めます。

障害のある人の企業などへの就労機会の拡大のため、ハローワーク（高知公共職業安定所香美出張所）や障害者就業・生活支援センターゆうあい及びシャインとの連携を強化して、雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障害のある人への雇用に関する情報の提供に努めます。

図表 33 就労継続支援の各年度の見込量（月当たり）

就労継続 支援 (A 型)		第 2 期の目標			第 1 期での目標
		21年度	22年度	23年度	23年度
利用者数	人	2	3	4	0
サービス 見込量	日	44	66	88	0

就労継続 支援 (B 型)		第 2 期の目標			第 1 期での目標
		21年度	22年度	23年度	23年度
利用者数	人	21	34	66	79
サービス 見込量	日	416	673	1,307	1,738

- ☞ 工賃倍増計画への取り組みとして、事業所の企業的な経営手法を導入するとともに収益性の高い作業への転換が求められている
- ☞ 工賃アップへの実効性が求められており、市としても市役所内での生産物の販売や斡旋に協力はしているものの、アウトソーシングの観点からは委託できる業務内容が限られ、また民間業者と費用面で競争を強いられている場合もある
- ☞ 新体系サービスへの移行が当初の見込みほど進んでいないのは、報酬単価が低いといった側面もあり、事業所側の運営の厳しさが背景にある

【参考：就労継続支援の状況】

支給決定者数：A型 1人、B型 13人（うち65歳以上2人）

利用者の障害種別人数：A型・知的障害 1人、
B型・身体障害 1人、知的障害 1人、精神障害 11人

利用事業所ごとの利用者数

A型：福祉工場かがみの1人

B型：風車の丘あけぼの7人（うち未利用2人）、ワークスマらい、もやハウス、
ゆうハート安芸、めざめ、コーセー、サポートピア各1人

その他特記事項

- ・ A型は、雇用契約等があり、高収益業務をかかえる事業所でないと運営が厳しく、対象者についてもその能力が求められる
- ・ B型は、雇用契約は必要なく、旧体系の通所授産施設や精神の作業所及び法定外施設からの移行割合が高い

療養介護

療養介護については、進行性筋ジストロフィー患者及び重症心身障害児(者)など、医療機関で医療と常時介護を必要とする方が利用対象となっており、平成18年度から引き続き1人を見込んでいます。

なお、第1期計画では平成23年度に身体障害者療護施設、重症心身障害児施設からの移行を見込んでいましたが、現在、身体障害者療護施設からの移行計画がなくなり、また重症心身障害児施設についての移行が確定していない状況ですので、療養介護では見込んでいません。

【サービス確保のための方策】

新たなサービス体系への移行の促進を図るため、サービス提供にかかる施設整備に対して支援に努めます。

図表 34 療養介護の各年度の見込量（月当たり）

療養介護	第 2 期の目標			第 1 期での目標
	21年度	22年度	23年度	23年度
利用者数 人	1	1	1	29

 県内にサービス提供できる施設がない

【参考：療養介護の状況】

支給決定者数：1 人（県内施設なく、徳島病院を利用）

児童デイサービス

児童デイサービスについては、すべて療育福祉センターの利用分を見込み、平成21年度以降の新規利用者の増加と、現利用者の就学による減少が相殺されると想定し、1か月当たり2人で推移すると見込み、平均的な利用日数を3日程度として、乗じています。

なお、現在、専門的な療育が必要な方にはサービスの提供が確保できており、その他の方に対しては地域生活支援事業の日中一時支援事業の提供がなされていますが、療育福祉センターには訪問による療育指導の拡大を、また療育福祉センターが遠方で送迎しづらいという声もあり管内の施設には当サービスの提供体制の確保を要請する必要があります。

【サービス確保のための方策】

サービス提供にかかる施設整備に対して支援に努めます。

日中活動の場の拡充を図ります。

図表 35 児童デイサービスの各年度の見込量（月当たり）

児童 デイサービス	第 2 期の目標			第 1 期での目標
	21年度	22年度	23年度	23年度
利用者数 人	2	2	2	6
サービス 見込量 日	5	6	6	23

☞ 児童の日中の居場所に対する潜在的なニーズは高いと思われるが、療育福祉センターの受入れ態勢（確実な利用）、地理的な課題（送迎等）があり利用しづらいので、圏内での類似事業所へ開設への働きかけが必要

【参考：児童デイサービスの状況】

支給決定者数： 7 人

利用者の障害種別人数： 知的障害 7 人

利用事業所ごとの利用者数： 療育福祉センター7人（うち未利用 1 人）

旭福祉センターあゆみ 1 人

利用量の増減傾向：緊急時のために支給決定した方が多い

（第 1 期計画量を下回っているが、家庭環境や季節等により大幅変動あり）

その他特記事項

- ・常時開設でなくても長期休暇中だけでも開設していく必要があり、障害児長期休暇支援事業を活用し、「地域活動支援センターあけぼの」での対応も検討

短期入所（ショートステイ）

短期入所については、施設入所の待機待ちや緊急時対応での利用が多く、定期的、継続的に利用されている方が少なく、毎月利用する予定がなくても、1ヶ月に利用できる最大日数で支給決定を受けている方が多いため、これまでの実績からも支給決定日数と利用実績には大きな差があり、これまでの利用実績では利用率22%、平均利用日数が6日となっています。

なお、施設の受け入れ体制は、冬場にインフルエンザの流行等で利用できないこともあります。概ね確保できています。しかし、障害のある子どもの場合、長期休暇時のニーズが高く、時期によっては利用者が集中し、日程調整に時間を要することも多く、既存施設の定員増加やどの障害種別でも対応できるよう要請していく必要があります。特に小学生以下については利用に結びついていない現状があります。

また、日帰りの利用ニーズに対しては、地域生活支援事業の日中一時支援事業で対応していくこととしています。


【サービス確保のための方策】

サービス提供にかかる施設整備に対して支援に努めます。

社会福祉法人、医療法人などの民間事業所へ働きかけ、短期入所事業の体制充実を図ります。

図表 36 短期入所（ショートステイ）の各年度の見込量（月当たり）

短期入所		第 2 期 の 目 標			第 1 期 での 目 標
		21年度	22年度	23年度	23年度
利用者数	人	6	7	7	14
サービス見込量	日	37	41	44	37

 第 1 期計画量を下回っているが、家庭環境や季節（児童の場合長期休み）等により大幅な利用変動がある

【参考：短期入所の状況】

支給決定者数： 21 人

利用者の障害種別人数： 身体障害 10 人（うち児童 6 人）、知的障害 8 人（うち児童 2 人）、精神障害 3 人

利用事業所ごとの利用者数： 療育福祉センター 3 人、土佐希望の家 1 人、のぞみの家 1 人、未利用 16 人

利用量の増減傾向： 緊急時のために支給決定した方が多いが、今後増加傾向（特に児童の場合、家庭環境や季節等により大幅変動あり）

その他特記事項

- ・短期入所は施設入所が空くまでの待機時や緊急時対応での利用が多く、定期的、継続的に利用されている方が少なく、支給決定していてもその利用がどれだけの量になるか予測しづらい

(4) 居住系サービス

1) 居住系サービスの種類とその内容

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

2) 居住系サービスの数値目標

共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）については、現在、知的障害のある人のグループホームがほぼ定員に達していること、病院に入院中の退院可能精神障害者を積極的に地域生活へ移行することを国が推進していることなどから、新規施設の増加を見込んでいます。

しかしながら、アンケート調査の結果を個々に勘案していくと、在宅者の希望は少なく、施設入所者の希望が高いことから、旧体系施設の移行に際し、障害程度区分等により利用を余儀なくされる方もでてくるであろうと見込み、県が実施した「施設移行調査」（平成20年9月実施）を考慮し、年々増加していくと見込んでいます。

なお、グループホーム及びケアホームの新設に際し、新規建物の建築や民間アパートの借り上げなどの費用を考えると運営しにくいという声も事業所からあがっているため、事業所向けに市営住宅の無償貸与等を検討していく必要があります。

【サービス確保のための方策】

新たなサービス体系への移行の促進を図るため、サービス提供にかかる施設整備に対して支援に努めます。

障害の程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、整備について施設・事業所への働きかけを行うとともに、地域住民の理解を促します。

整備について、市営住宅の空き部屋を活用するなど、市としても利用者の利便性や個人負担額の軽減に寄与できる方策を見いだしていく必要があります。

施設入所者数に比べると圏域単位でも整備がまだ不十分であり、更なる整備のため、近隣市町村と連携して施設整備補助金や基金事業の活用、公営住宅の活用などを検討します。

退院、退所促進のために、利用体験ができる居室の確保を目的とした事業の検討を行います。

図表 37 グループホーム及びケアホームの各年度の見込量（月当たり）

グループホーム (共同生活援助)	第 2 期の目標			第 1 期での目標
	21年度	22年度	23年度	23年度
サービス 見込量	7	7	9	22

ケアホーム (共同生活介護)	第 2 期の目標			第 1 期での目標
	21年度	22年度	23年度	23年度
サービス 見込量	11	16	21	23

- ☞ 利用開始時期、定員との兼ね合い等あり、利用したくてもすぐに利用できない状況で、特に系列事業所によるGH・CH開設では空き定員を作らないように運営しているため、必要なときに空きがない状態である
- ☞ 福祉施設や病院の運営が多く、GH、CHの利用者もその施設等からの退所者が利用している状況で、安心感はあるものの当事者の希望に合わせた立地や費用について選択（比較）する余地があまりない
- ☞ GH、CHについて、利用してみたい思いを持つ障害のある人はいるが、現実には費用面、安心面、日中活動なども絡み、どこまで利用されるかわからない部分も多く、何人分必要かを関係事業所に示すことが困難
- ☞ 親の死後に不安を持っている方が多いので、家族と同居している方でも経験をしてみるためにGH等の一室を希望者に短期で利用する方法を検討する必要がある
- ☞ 何十年も施設・病院等で生活してきた方に生活訓練の場を提供し、実際地域で生活できるのか見極めるために地域移行型CHの整備がより必要。あわせて、2年間の移行期間できちんと地域に帰れるような訓練内容ができていないか疑問（2人中2人とも期間延長申請あり）

【参考：GH・CHの状況】

支給決定者数：GH6人(うち65歳以上1人)、CH10人(うち65歳以上3人)

利用者の障害種別人数：GH：知的障害3人、精神障害3人、
CH：知的障害8人、精神障害2人

利用事業所ごとの利用者数

GH：のいちごホーム、八井田荘、グループホームほのぼの、育成会グループホーム、グループホームひろがり、グループホームやえもん各1人
CH：のいちごホーム3人、宙いるホーム2人、あけぼのホーム、さくらハウス、やまびこ荘、すずめのお宿、中村第7グループホーム、各1人

その他特記事項

- ・住まいとしてはGH、CHが受け皿となるが、日中活動の場（生活訓練、生活介護、就労継続支援等のほか、地域活動支援センターの日中活動及び憩いの場）の充実・確保に対する取組みが必要
- ・施設による訓練強化と合わせ、家族や地域住民の理解促進が不可欠
- ・地域移行した際の、本人や家族の不安を取り除くため、地域生活を支える相談支援体制の充実が必要
- ・身体障害のある人もGH、CHの利用ができるように国で検討中

施設入所支援

施設入所支援については、療養介護利用者を対象外とし、現在の旧法入所施設の移行時期にあわせ、見込量を設定しています。

【サービス確保のための方策】


新たなサービス体系への移行の促進を図るため、サービス提供にかかる施設整備に対して支援に努めます。

整備について施設・事業所への働きかけを行うとともに、地域住民の理解を促します。

図表 38 施設入所支援の各年度の見込量（月当たり）

施設入所支援	第2期の目標			第1期での目標
	21年度	22年度	23年度	23年度
サービス見込量 人	0	15	43	42

 旧体系施設からの移行が進んでいない

 日中活動の場をどういった内容で組み合わせて提供するのか流動的である

(5) 相談支援（サービス利用計画作成事業）

障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害のある人（家族が障害や高齢などによって調整等が困難な方含む）に、計画的なプログラム等の必要な相談を相談支援事業所「あけぼの（地域活動支援センター）」において提供します。

本市では、障害福祉サービス利用者のうちの3割程度の利用を見込んでおり、次のとおり設定します。

なお、サービス利用計画の作成については、介護保険制度と違い必須であるという明確性が薄く、保健師が受け持っているケースもあるため、障害者自立支援法においてもその確立が望まれます。あわせて、サービス利用計画を実質作成していても、その費用の請求についての要件が厳しく、請求行為に結びつかないケースが多い実情もあります。（現在、要件緩和の方向性が示されましたが、その詳細は不明）

新規者の見込についてはある程度限界がありますが、現利用者は、身体・精神状況に家庭環境等を考慮しながら対応しており、現在も相談支援事業所あけぼの、市福祉事務所及び健康対策課と月1回、市障害者自立支援協議会の相談支援部会を開き、対象者の把握やその方の環境変化についての情報を把握しています。

【サービス確保のための方策】

障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる方のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害のある人などに対し、地域活動支援センターあけぼの（指定相談支援事業所）に委託し提供します。

ケア内容やその調整について、指定相談事業所あけぼのが担っていますが、サービス利用計画の作成に結びつかないケースも多いため、市保健師との連携・調整を図り、サービス利用計画作成費が算定できる分については、円滑に移行していきます。

図表 39 相談支援の各年度の見込量（月当たり）

相談支援	第2期の目標			第1期での目標
	21年度	22年度	23年度	23年度
利用者数 人	13	14	15	15

👉 制度上、対象者の範囲が狭く、サービス利用計画は作成していても請求の対象となる方はごく僅かであり、今後、相談支援体制の充実（対象者の把握、関係機関との連携）や支給対象者の拡大について、国へ要望していく必要がある

【参考：相談支援の状況】

支給決定者数： 23 人（うち 65 歳以上 4 人、50 歳以上 11 人）

利用者の障害種別人数： 身体障害 8 人、知的障害 3 人、精神障害 12 人

利用事業所ごとの利用者数： 全員、相談支援事業所あけぼの

利用量の増減傾向： 現在請求までいたる人はいないが、平成 20 年 10 月から請求を開始し、今後増加傾向（支給決定者は現状で大きな増減はない）

その他特記事項

- ・ 支給決定を受けていない登録者のマネジメントの方が大変なケースが多い
- ・ 知的及び精神障害のある人はサービスを確保しても、本人の意欲を保つことが難しく、常に関わる支援協力者の重要性が高まっており、相談支援員の経験、力量、時間的余裕が望まれる
- ・ 地域移行した際の本人や家族の不安を取り除くため、地域生活を支える相談支援体制の充実が必要
- ・ 23 人の支給決定者のうち 15 人程度は算定可能

(6) 旧体系サービス

旧法にもとづく入所サービス、通所サービスは、平成23年度までに完全移行することになっており、その間の平成23年度までの見込量を次のとおりとします。

図表 40 旧体系サービスの各年度の見込量（月当たり人日）

サービス種別	21年度	22年度	23年度
旧入所サービス計	52	32	0
旧身障入所更生施設	0	0	
旧身障入所療護施設	22	15	
旧身障入所授産施設	1	0	
旧知的入所更生施設	25	14	
旧知的入所授産施設	4	3	
旧知的通勤寮	0	0	
旧通所サービス計	48	42	0
旧身障通所更生施設	0	0	
旧身障通所療護施設	0	0	
旧身障通所授産施設	3	3	
旧知的通所更生施設	4	0	
旧知的通所授産施設	41	39	

👉 高齢者については介護保険施設も含め、こういったサービスが望ましいのかを様々な面から検討する必要がある

👉 行政が入所者に関わるのは、調査時など限られた場合しかなく、地域生活できる状態かどうか、また本人・家族・施設の考え方など把握が難しいため、施設との連携強化が不可欠

👉 施設からの移行情報が少ない

【参考：旧体系サービスの状況】

利用者数：53人（平成20年7月現在）

在宅でも、介護者不在など環境変化に伴い入所希望が生じるケースが多いことなどから、退所者より入所者が多く、平成17年10月1日（計画目標基準日）の52人より増えている。

その他特記事項

- ・身体障害者の退院時、家庭環境等により施設入所せざるを得ない状況が多い
- ・近隣市町村と連携してGH、CHの整備（公営住宅等の活用等含む）に取り組む必要がある
- ・施設による訓練強化と合わせ、家族や地域住民の理解促進が不可欠

図表 41 旧体系サービスの現状

サービスの種類		20年7月 利用者数	施設ごとの利用者数（年齢） その他特記事項
身体障害者 療護施設	入所	22	のぞみの家 14人(うち 65歳以上 3人)、国府寮 6人、 安芸療護園、橋原みどりの家各 1人 ・計画では「のぞみの家」の移行体系は療養介護であ ったが、施設入所支援に転換予定で、大幅な計画変 更が見込まれる
	通所	6	高知ハビリテーリングセンター1人 安芸市ワークセンター3人、 ウイル社 3人(うち 65歳以上 1人) ・65歳以上 1人であるが、その他に 60歳前後の方が 3人おり、高齢化が進んでいる ・B型へ移行した際、労働者として支援が必要かとの 問題懸念 (支給決定時用に定年基準が必要と思われる)
知的障害者 更生施設	入所	26	かがみの育成園 11人(うち 65歳以上 1人)、 南海学園 4人、大方誠心園 4人、おおなる園 2人、 むろとはまゆう園 (65歳以上)、湖水園、しゃくなげ 荘、あじさい園、わかふじ寮各 1人 ・「かがみの育成園」は地域移行に積極的
	通所	4	ウイッシュかがみの 4人(全員 10,20歳代)
知的障害者 授産施設	入所	4	ワークセンター白ゆり 3人(全員 30歳代)、 せせらぎ園 1人(20歳代) ・全員障害区分 B で比較的若い世代が多いので今後 GH,CH 等地域移行も考えられる
	通所	44	香南くろしお園 28人(うち 65歳以上 2人)、 ワークセンター第二しらゆり 8人、フレンドリー4 人、香南くろしお園分場 2人、 パワーズ山田、四万十ごり工房各 1人 ・移行の際に定員を旧体系より多くする可能性あり

身体障害者療護施設（入所）、身体障害者更生施設（入所）、身体障害者小規模通所授産施設（通所）、知的障害者通勤寮、知的障害者小規模通所授産施設（通所）、知的障害者福祉工場（通所）、精神障害者授産施設（通所）、精神障害者生活訓練施設（援護寮）（入所）、精神障害者小規模通所授産施設（通所）、小規模作業所（通所）を利用している方はいません。

(7) 障害者自立支援法によるその他サービス

補装具費の支給

身体障害児・者の職業その他の日常生活の向上を図るとともに、身体障害児については、将来社会人として自活するための素地を育成又は助長するため、身体障害者手帳の交付を受けている身体障害児・者を対象に、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置を支給しています。

身体障害のある人の機能により、その品目は様々ですが、装具や車いすといった品目の交付が多い状況で、今後も増加していく傾向にあります。

図表 42 補装具費の支給の各年度の見込量

補装具費 の支給	単位	第1期の実績			第2期の目標		
		18年度 10月以降	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
件数	件	44	81	87	85	85	85
費用	円	4,884,974	8,257,462	8,000,000	8,500,000	8,500,000	8,500,000

【参考：補装具費の状況】 平成20年度分は見込み

平成18年10月からストマ用具が日常生活用具給付事業に変更

自立支援医療（更生医療）

自立支援医療（更生医療）は、日常生活や社会生活を容易にするため、障害を軽減したり、機能回復をするために必要な医療費に対する助成をします。心臓機能の内科治療を除いた手術、人工透析療法等が本制度の大半をしめています。

対象者は、身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の身体障がいのある人です。自己負担額は、原則として1割負担となりますが、世帯の所得水準に応じて1ヶ月あたりの自己負担上限額が設けられています（食事療養費は原則、自己負担）。

今後、生活保護者の増加なども見込まれ、対象者、特に医療費が大幅に増加していくことも考えられます。

図表 43 自立支援医療（更生医療）の各年度の見込量（月当たり）

自立支援医療	単位	第1期の実績			第2期の目標		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
件数	件	605	740	1,057	1,280	1,560	1,900
費用	円	22,941,606	35,980,426	52,000,000	62,400,000	76,128,000	92,876,000

【参考：自立支援医療費の状況】 H20分は見込み

平成19年3月診療分より生活保護者の自立支援医療費とこれに係わる食事療養費が全額自立支援医療優先となったため、該当者がいれば高額支給となる

3 . 第 2 期における地域生活支援事業の見込量

(1) 相談支援事業

相談支援事業では、障害のある人が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

本市では、福祉事務所(のいちふれあいセンター)と地域活動支援センターあけぼの(夜須福祉センター)の2箇所で開催業務を行っていますが、身近な相談窓口として4支所(赤岡町、香我美町、夜須町、吉川町)でも受け付けています。

なお、本事業に含まれる住宅入居等支援、成年後見制度利用支援については、直接的な実施は行っていませんが、迅速かつ的確に関係機関へ引き継げるよう関係機関との連携強化を図りつつ対応職員のスキルアップに取り組んでいます。


【サービス確保のための方策】


障害のある人や家族などからの相談に応じて、必要な情報や助言を提供するため、身近な相談支援の場の確保に努めます。


相談支援体制の充実に向けて、相談支援窓口のネットワーク化を図るとともに、情報の共有化に努めます。

相談支援事業を効果的に実施するために、県を含め地域の関係機関の連携強化に努めます。

障害のある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業所や相談支援事業所など関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度の活用を含め、人権擁護に努めます。

 地域活動支援センター業務が多忙で人員不足もあり、それに要する経費負担も大きい

 相談支援員の経験、力量、時間的余裕があれば、障害のある人に対して細部までケアマネジメントを実施でき、サービス内容、量についても短期間で見直しを行うことが可能と思われ、各種研修やケア会議等、他市の相談支援員や保健師とも連携・協力できることは取り組んでいきたい

 制度周知については広報誌で案内しているが内容が浅く、サービスについての理解はまだ低いと思われるが、相談先(場所)さえ周知できれば、その方のニーズに結びつけることが可能となるため、その周知徹底が必要

【参考：相談支援事業の状況】

知的・精神障害のある人にサービスを確保しても、本人の意欲を保つことが難しく、常に関わる支援協力者の重要性が高まっている

地域移行した際の本人や家族の不安を取り除くため、地域生活を支える相談支援体制の充実が必要

障害者自立支援協議会などにより、地域活動支援センターあけぼの、福祉事務所、健康対策課、中央東福祉保健所が連携を取り、障害者の把握、フォロー、マネジメントを実施している

地域に埋もれている障害のある人に一番最初に関わる役割もあり、様々な不安や困り事の解消のほか信頼関係を作ることから始めなくてはならず、長期的な関わりが続くため、対象者は増加の一途である

障害種別や抱える問題が多様な中で、適応力を更に高めるためには経験と労力を伴うため、困難事例等については、他市の地域活動支援センターと共同対応(研修)するなど圏域内での情報共有に取り組みたい

(2) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業では、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人とその他の方の意思疎通を仲介する手話通訳等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

コミュニケーション支援事業の中の「手話通訳者派遣」については、社団法人高知県聴覚障害者協会へ、「要約筆記者派遣」については特定非営利活動法人高知県難聴者・中途失聴者協会へ委託して実施しています。

香南市の対象者数は少ないと思われませんが、今までの利用実績としては「手話通訳者派遣」の平成19年度1件しかなく、今後両サービスの一層の周知を図る必要があります。

なお、手話通訳者設置事業を行う予定はありませんが、福祉事務所をはじめ関係部署の職員による手話奉仕員養成研修の受講、筆談等で補完していく予定です。


【サービス確保のための方策】

社会福祉協議会等との連携により、地域における手話通訳者や要約筆記者の養成に努め、サービスの提供体制を整えます。

障害のある人に対し、事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

図表 44 コミュニケーション支援事業の各年度の見込量

コミュニケーション支援事業 H20分は見込み	単位	第1期の実績			第2期の目標			第1期での目標
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
手話通訳者派遣事業	人	0	1	0	1	2	2	3
要約筆記者派遣事業	人	0	0	0	1	2	2	3

 利用者が少ないため、更に制度の周知を図る必要がある

【参考：コミュニケーション支援事業の状況】

対象者は、香南市内在住で、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害（聴覚2級、言語3級以上）を有する身体障害者手帳の交付を受けた方

個人負担なし 市委託料：1,500円/時（以後500円/30分加算）交通費実費

聴覚障害のある人への支援はもちろん、一般市民への理解促進のために、手話奉仕員養成研修や講演会での手話通訳士の配置などを行っている

（3）日常生活用具給付等事業

重度障害のある人に対し、日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

見込量については、継続事業であり、平成18年度からの実績を基に、増加率等を算出し見込んでいます。ただし、用具品目については、年度によりばらつきもあるため、考慮した見込みとなっています。

【サービス確保のための方策】

障害のある人が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

情報化（IT化）に対応した利便性の高い電子機器などの利用を容易にするため、講習会などの開催に努めます。

図表 45 日常生活用具給付等事業の各年度の見込量

日常生活用具給付等事業 H20分は見込み	単位	第1期の実績			第2期の目標			第1期 での 目標
		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度
介護・訓練支援用具	件	1	0	0	1	1	1	2
自立生活支援用具	件	5	10	12	12	12	12	8
在宅療養等支援用具	件	5	2	5	5	5	5	8
情報・意思疎通支援用具	件	3	3	3	3	3	3	4
排せつ管理支援用具 (ストマ含む)	月分	48	470	475	480	490	500	575
居宅生活動作補助用具 (住宅改修を含む)	件	1	4	3	4	4	4	5

平成18年度の実績は、10月以降の数値。

【参考：日常生活用具給付事業の状況】

給付用具の種目は、障害の等級及び障害部位によって制限がある

介護認定を受けている方で、介護保険法により給付対象となる用具の給付及び貸与は対象外

個人負担は用品等の1割（所得に応じて負担上限額の設定あり）

ストマ装具及び紙おむつ等継続的に給付する用具の件数は、1ヶ月分を1件

(4) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

本市では、ホームヘルプサービスを提供している障害者福祉サービス事業所ふれあいの里（平成19年度からみかんの里、ほっとやすを含め一本化）、野市ケアセンター、香美市社協ヘルパーステーション八王子、ヘルパーステーションゆずりはの4事業所を指定し、平成20年7月現在で16人、160時間（1人3～18時間/月）の支給決定を行っています。

この事業は、身体障害のある人からの要望が高く、平成18年度から年々増加しており、今後も人数、利用時間とも増加していくものと見込んでいます。

なお、個人に対しての個別支援と複数で同一移動を行うグループ支援について要綱制定していますが、グループ支援については実績がない状況が続くものと見込んでいます。

【サービス確保のための方策】

障害のある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、事業者での専門的人材の確保や質的向上を働きかけていきます。

障害のある人の社会参加を促すため、障害のある人の外出を支えるボランティアの育成支援に努めます。

図表 46 移動支援事業の各年度の見込量

移動支援事業 H20分は見込み	単位	第1期の実績			第2期の目標			第1期 での 目標
		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度
個別支援（事務所数）	箇所	6	6	4	4	4	4	6
（利用者数）	人	4	9	11	13	15	15	10
（年間利用時間）	時間	76	234	365	600	700	700	1,920
グループ支援（事務所数）	箇所	0	0	0	0	0	0	1
（利用者数）	人	0	0	0	0	0	0	2
（年間利用時間）	時間	0	0	0	0	0	0	16

平成18年度の実績は、10月以降の数値。

【参考：移動支援事業の状況】

対象者は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方であって、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に移動の支援の必要があると認めの方

ただし、通勤、通学、通院、営業活動の他通年かつ長期の外出は対象外

個人負担は、基準額（例：個別支援・身体介護あり 30分 1,000円）の1割（負担上限額あり）基準額は南国市及び香美市と協議し同一

視覚障害のある人も含め、本人に必要な量をケア会議にて決定している

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターでは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害のある人の地域生活支援の促進を図ります。

本市では、平成18年10月から地域活動支援センターあけぼの(夜須町)へ委託し、ガーデニング、太極拳、憩いの部屋など様々な内容を取り入れて活動してきました。

平成18年10月に設立され、当初は利用者が増えない状況もありましたが、市の広報紙やチラシなどのPRにより、利用者も増加しています。

しかし、相談業務等職員不足といった問題も生じており、平成21年度以降、業務の充実に合わせ、職員体制の強化を行うことで、現在平日のみの活動を土曜日も開催するなど利用されやすいセンターを目指し、平成23年度の利用者は40人程度で安定すると見込んでいます。

【サービス確保のための方策】

障害の特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実を働きかけていきます。

図表 47 地域活動支援センター事業の各年度の見込み

地域活動支援センター事業 H20分は見込み	単 位	第1期の実績			第2期の目標			第1期で の目標
		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度
基礎的事業及び機能強化 事業型 (事務所数)	箇所	1	1	1	1	1	1	1
月・1日あたり(利用者数)	人	7.2	10.1	11.7	20	23	25	40
(登録者数)	人	22	50	60	70	80	90	-
参考(職員数)	人	3	3	4	5	5	5	-

平成18年度の実績は、10月以降の数値。

【参考：地域活動支援センター事業の状況】

日中の場として、生活訓練、生活介護、就労継続支援等のほか、地域活動支援センターあけぼのの日中活動及び憩いの場の充実を図る必要がある

障害福祉施設への訪問や交流会を盛り込むなど、他機関との連携も必要

平成20年度は香南くろしお園のイベント、社協の海水浴、ふれあいまつり、外へ飛び出せ運動会等他団体との連携を実施

日中一時支援事業の児童分について、利用希望はあるが、利用(対応)できる施設がなく、常時開設でなくても長期休暇中だけでも開設していく必要があり、地域活動支援センターあけぼのでその役割を担えるよう検討

平成 20 年度の実績は 12 月まで

平成 19 年度には、地域生活支援基盤強化事業を活用し、歩行器、車いす、電磁調理器、遊具等の購入、トイレ改修を行い、活動内容の幅を広げるとともに、来所しやすい環境を整備した

(6) その他の任意事業

地域生活支援事業の任意事業では、地域の実情を考慮し市の裁量で実施する事業として、本市で平成18年度から行っている「訪問入浴サービス事業」、「更生訓練費給付事業」、「日中一時支援事業」、「自動車運転免許取得・改造助成事業」を継続するとともに、平成20年度から「福祉ホーム事業」、「在宅生活支援事業」、「手話奉仕員養成研修事業」などを加え実施します。

【サービス確保のための方策】

各種助成制度の周知に努め、事業の利用促進を図り、障害のある人やその家族の支援に努めます。

日中一時支援事業については、必要なサービス量をサービス提供事業所と連携し確保に努めます。

福祉ホーム事業については、福祉ホームと連携を取り、空き状況や利用者の状況を把握しつつ、新たな利用希望者に関して、その情報提供等を円滑に行います。

手話奉仕員養成研修事業については、県で実施する手話通訳者養成講座が隔年開催のため、市で行う手話奉仕員養成研修の終了者がスムーズにステップアップできるように、開催時期の調整や開催日の設定を行い、より多くの方の参加を促します。

図表 48 その他の任意事業の各年度の見込量

その他の事業 H20分は見込み	単位	第1期の実績			第2期の目標			第1期 での 目標
		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度
訪問入浴サービス事業	人	2	1	1	2	2	3	3
	回	88	86	86	130	130	150	-
更生訓練費給付事業	人	6	6	4	4	2	1	0
日中一時支援事業	人	4	5	4	6	7	7	10
	回	21	43	52	80	90	100	-
自動車免許取得・改造助成事業	件	3	3	2	5	5	5	5
運転免許取得	件	2	1	1	3	3	3	-
自動車改造	件	1	2	1	2	2	2	-
福祉ホーム事業	人	-	-	3	3	3	3	-
在宅生活支援事業	人	-	-	1	1	1	1	-
手話奉仕員養成研修事業	人	-	-	85	-	70	-	-
入門課程修了者	人	-	-	50	-	40	-	-
基礎課程修了者	人	-	-	35	-	30	-	-

日中一時支援事業の平成18年度の実績は、10月以降の数値。

訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービスは、重度身体障害のある人を対象に、（有）四国総合介護システムが提供しており、平成18年度に2人の方を支給決定していましたが、1人が長期入院中となり、現在は1人の利用（8回/月を基本）となっています。

重度身体障害のある方を対象としているため、現状では利用者の増加は見込めませんが、短期入所サービスを利用しない月には月9回の利用を認めるなど、利用者の必要度に応じて柔軟な対応をしています。

なお、平成21年度には長期入院者の退院が予定されており、以後2人で推移し、平成23年度に新規1人（8回/月）の増加を見込んでいます。

【参考：訪問入浴事業の状況】

対象者は、身体障害者手帳所持者で、下肢障害又は体幹機能障害の1級、2級を有し、通所施設等での入浴が困難で在宅入浴サービスが必要な方。ただし、介護保険での給付を受けることができる方は対象外

個人負担は、委託金 12,500 円 / 回の 1 割（負担上限額あり）

更生訓練費給付事業

更生訓練費給付事業は、安芸市ワークセンター、高知ハビリテーリングセンター、ウイール社の3施設を利用している方に更生訓練費用を助成し、本人負担の軽減を行っています。

平成18年度には6人の対象者がいましたが、旧体系施設（身体障害者授産施設）から新体系施設に移行した事業所は対象外となるため、平成21年度に安芸市ワークセンター2人、平成22年度に高知ハビリテーリングセンター1人、平成23年度ウイール1人への給付が廃止される見込みです。

【参考：更生訓練費給付事業の状況】

対象者は、障害者自立支援法施行前からの利用者

訓練のための経費 3,150 円 / 月（15 日以上）、1,600 円（15 日未満）
通所費 1 回 280 円を別途加算

日中一時支援事業

日中一時支援事業は、いきいき、かがみの育成園、社会福祉法人土佐希望の家、日中一時支援事業所南海学園、きてみや、高知県療育福祉センターの6施設で、生活介護給付を受けられない障害のある人や短期入所サービスの支給決定を受けている人を対象に、日中、施設での介護などを行っています。

平成18年度以降、支給決定した方は増加していますが、主に障害のある子どもが中心で、もし介護者が介護できない状況になった時に利用したいという保険

的なものであり、実利用まで結びついていないのが現状で、利用すべき状態の時には短期入所サービスを利用するなどして対応しています。

利用に際し、その事業所までの送迎手段に不安をかかえる保護者も多いため、送迎を含めたサービス提供を事業所に求めていくほか、夏休みなど休校時の利用頻度が高く月変動が多いため提供体制の確立を要請していきます。

【参考：日中一時支援事業の状況】

対象者は、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた方

個人負担は、障害程度区分や提供時間により定めたサービス費用の1割（費用は南国市及び香美市と協議し同一）

日中の場の確保としては、生活訓練、生活介護、就労継続支援等のほか、地域活動支援センターあけぼのの日中活動及び憩いの場もある

事業所ごとに利用時間や活動内容が異なる

圏域で保育経験者等による児童の日中一時支援を提供できないか検討必要

自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許取得・改造助成事業は、これまでの実績をふまえ、毎年、免許取得3件、改造2件を見込んでいます。

年度により利用者数の変動はありますが、障害のある人の社会参加や自立を促進するうえで重要度が高いため、今後も引き続き制度の周知を図る必要があります。

【参考：自動車運転免許取得・改造助成事業の状況】

対象者は、運転免許取得は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、自動車改造は身体障害者手帳の交付を受けている方で香南市に居住する18歳以上で自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の改造を必要とする方

助成額は、運転免許取得は取得費用の3分の2以内、自動車改造は改造経費の額に相当する額、ただし上限は10万円

福祉ホーム事業

福祉ホーム事業は、すずめ三里ホーム(高知市)とコーポラスこくふ(南国市)を対象施設とし、施設管理費や指導員等の配置に要する経費について補助することで入居者の利用料の軽減を図る事業です。

平成19年度までは、福祉ホーム所在地の市町村が支援先となり、その施設管理費用等の負担等を行っていましたが、平成20年度より、福祉ホーム入居前に利用対象者が居住していた市町村が委託し行うことになりました。

すずめ三里ホームは定員20人で、香南市からの入居者が2人、コーポラスこくふは定員10人で、香南市からは1人が入居しています。

今後このまま3人の利用を見込んでいますが、福祉ホームの空き状況によっては増加する可能性もあります。

【参考：福祉ホーム事業の状況】

平成20年度の月額委託料は、コーポラスこくふ 31,941 円、すずめ三里ホーム 21,116 円

在宅生活支援事業

在宅生活支援事業は、平成20年度に新設した市独自事業で、長期入院・入所している重度障害のある人の退院・退所を促進するため、在宅復帰後利用が見込まれるサービスを外泊や外出時に自宅で受けられるように事業化したものです。

今までは、入院時や入所時に在宅サービスの適用は難しく、在宅への不安の払拭が難しいといった声が聞かれており、利用者とサービス提供事業所とのサービス内容や留意点を事前に明らかにし対処することで、その解決とともに円滑なサービス提供、信頼関係を築くことができると考えています。

平成21年3月に初めて適用する予定ですが、今後の地域生活への移行促進のためにも、病院・施設と連携しあい、毎年の利用を見込んでいます。

【参考：在宅生活支援事業の状況】

対象者は、長期(3ヶ月以上)入院している重度身体障害のある人(障害程度区分5以上に相当)で、退院・退所の予定日前1ヶ月以内で、在宅生活への移行へ向けて、日常生活に必要な訓練・指導、本人活動支援及び身体介助を要する方(介護保険等他のサービスを利用している方及び入院施設・入所施設の退院・退所の確認ができない方は除く)

サービス提供事業所は、居宅介護事業所として都道府県の指定を受けている事業所及び介護保険法に基づく訪問看護の指定を受けている事業所で、当該対象者が退院・退所後継続して利用する事業所

費用は、外出時・外泊時に在宅生活に必要な訓練・指導、本人活動支援及び身体介助等のサービス提供時間に対し、障害者自立支援法における重度訪問介護サービスの単価を準用し算定

利用時間は、退院・退所までの1ヶ月以内の期間で、サービス提供時間の合計は50時間以内

手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、手話通訳士を目指す方はもちろんのこと、サービスなどの接客において聴覚に障害を持つ方へ手話でご案内をする、手話でコミュニケーションを図るなどのステップアップを目指す方、ボランティア活動に活かしたい方のために、手話奉仕員養成講座を開催する事業です。

香南市では、平成20年度に初めて取り組み、入門課程(20回)、基礎課程(28回)を社団法人高知県聴覚障害者協会に委託し、実施しました。

その課程修了者は、県で実施している手話通訳者養成講座(基本課程、応用課程、実践課程)にステップアップできますが、隔年実施であるため、次回の市の養成講座の開催時期については、県の基礎課程の日程・開催場所を踏まえ、南国市・香美市と連携をとりながら、相互利用の検討を含め参加しやすい日程を計画します。

なお、平成20年度末には約30人の手話奉仕員が登録される予定ですが、そのうち数名は基礎課程(平成21年度以降)へ進み手話通訳者になることを目指し、ステップアップしない方についても市内の手話サークルへの登録を奨め、継続して手話技術の向上、障害のある人への支援を目指します。

【参考：手話奉仕員養成研修事業の状況】

手話通訳者養成講座(基本課程：県事業)が平成21年度に計画されているため、平成20年度、4月から8月まで入門課程、9月から3月まで基礎課程を実施(毎週水曜日19:00~21:00)

国の示す養成カリキュラムでは、入門課程35時間、基礎課程45時間、基本課程35時間、応用課程35時間、実践課程20時間で、手話通訳が可能なレベルへの到達を目標とする

4 . その他香南市独自事業の見込量

(1) 医療機関送迎サービス事業

医療機関送迎サービス事業は、重度障害のある人や要介護高齢者を移送用車両等により居宅から市内外の医療機関への送迎を行うサービスです。

委託事業所は、対象者が香南市内の医療機関へ行く場合には香南市シルバー人材センター、市外の場合にはタクシー事業者を利用することになっていますが、ストレッチャーの利用が必要な方は、市内医療機関への送迎についても、介護タクシーを利用しています。

今後、重度障害のある人が増加するにつれ、病院受診も増加すると見込まれます。

図表 49 医療機関送迎サービス事業の各年度の見込量

医療機関送迎サービス事業 H20分は見込み	単位	第1期の実績			第2期の目標		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	人	22	8	19	25	25	30
	件	161	38	140	180	180	200

【参考：医療機関送迎サービス事業の状況】

対象者は、身体障害者手帳の1級又は2級のうち下肢機能障害、体幹機能障害又は視覚障害による手帳を所持する方若しくは3級のうち下肢機能障害又は体幹機能障害の手帳を所持する方、療育手帳の交付を受けその障害の程度がA1又はA2の方、精神保健福祉手帳1級を所持する方、介護保険の要介護状態区分が3から5の方。

ただし、本人課税者、家族による送迎が可能な方、公共交通機関を利用できる方、社会福祉施設・病院・診療所等に入所・入院している方、運転手に対し非行のあった方又はそのおそれのある方は対象外

1回の助成額は、香南市内は全額、南国市・香美市・安芸市は3,000円、高知市は5,000円を限度

利用は月1回限り（運営日は、月～土曜日の8:30～17:30を基本）

(2) 社会参加のための外出支援サービス事業

社会参加のための外出支援サービス事業は、重度障害のある人に対し、移送用車両(リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン車等)を使用し、社会参加のための外出支援を行うサービスです。

行き先は、買い物などのほか、美術展覧会など行楽も含めており、対象者の外出機会の向上を支援しています。

アンケート結果などからも外出機会の向上を望まれる方が多く、今後も対象者が増加していくと見込まれます。

図表 50 社会参加のための外出支援サービス事業の各年度の見込み

社会参加のための外出支援サービス事業 H20分は見込み	単位	第 1 期の実績			第 2 期の目標		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	人	3	5	5	6	7	8
	件	11	13	25	30	35	40

【参考：社会参加のための外出支援サービス事業の状況】

対象者は、身体障害者手帳の 1 級又は 2 級のうち障害により臥床している方又は車いすを利用している方で、一般交通機関の利用が困難な方、療育手帳の交付を受け、その障害の程度が A 1 又は A 2 の方、精神保健福祉手帳 1 級を所持する方

ただし、本人課税者、社会福祉施設・病院・診療所等に入所・入院している方、運転手に対し非行のあった方又はそのおそれのある方は対象外

利用者負担なし

年間総利用時間は 30 時間以内（運営日は、月～土曜日の 8:30～17:30）

(3) 住宅改造支援事業

市内に住所を有し、住宅改造を必要とする身体障害のある人を対象にしています。

今後も、年間 2～3 件で推移するものと見込んでいます。

図表 51 住宅改造支援事業の各年度の見込量

住宅改造支援事業 H20分は見込み	単位	第1期の実績			第2期の目標		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
(金額は補助額)	人	0	2	2	2	2	2
	千円	0	1,317	1,332	1,332	1,332	1,332

【参考：住宅改造支援事業の状況】

対象者は、障害者手帳1級・2級の方、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）のある障害等級3級の方

ただし、世帯の主たる生計中心者の前年の所得税額が40万円以上の方は対象外

補助額は、補助対象経費（100万円以内）の2/3
（補助対象となる部分が100万円以上の場合、最大666,000円）

日常生活用具給付事業の住宅改修事業と併用可

（4）障害児者地域支え合い支援事業

障害児者地域支え合い支援事業は、心身障害のある人が、家庭において一時的に介護を必要とする場合に、あらかじめ登録している介護者に介護委託することで、本人やその保護者の地域生活を支援する事業です。

障害のある子どもをもつ保護者の要望は高いものの登録介護者を確保しづらいため、最近では利用者が若干減少しています。

今後は、現状で推移すると見込まれます。

図表 52 障害児地域支え合い事業の各年度の見込量

障害児地域支え合い事業 H20分は見込み	単位	第1期の実績			第2期の目標		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	人	3	3	3	3	3	3
	時間	64	46	50	50	50	50

【参考：障害児地域支え合い支援事業の状況】

年間50時間が利用上限

個人負担は、300円/時間で保護者が介護者に支払い、別途市から600円/時間を介護者に支払い

(5) 障害児長期休暇支援事業

障害児長期休暇支援事業は、特別支援学校等の長期休暇期間中に地域において障害のある子どもの援助を行うサービスで、香南市では平成21年度から実施の予定です。

障害のある子どもをもつ保護者からの要望も高く、地域活動支援センターあけぼのに委託し、支援員を配置し、日中活動の場を提供する予定です。

利用者については、新たな事業であり見込みにくいですが、特別支援学校や市内の特別支援学級に通う保護者への周知が求められています。

なお、この事業化にあたっては、南国市、香美市とも連携しながら、受入れ態勢や対象者の確保に努める必要があります。

図表 53 障害児長期休暇支援事業の各年度の見込量

障害児長期休暇 支援事業	単 位	第1期の実績			第2期の目標		
		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
(金額は費用額)	人	-	-	-	6	6	6
	円	-	-	-	600,000	600,000	600,000

【参考：障害児長期休暇支援事業の状況】

山田養護学校の生徒が日中一時支援を長期休暇中に利用している
市外利用者を受け入れるかどうかの検討必要

第7章 計画の推進について

1 . 障害者自立支援協議会の活用

この計画を推進するためには、地域課題の早期発見が重要であり、そのための手段として、障害者自立支援協議会を活用します。

障害のある人にかかわる市内外の関係機関で組織されているため、その機関で感じ取った課題を多くの視点から検証し、施策へ結びつけ発展していくことも可能であり、そのためには、協議会のメンバー同士の連携はもちろん、関係団体やサービス提供事業所、さらには広く市民各層への周知、情報収集能力の向上が不可欠です。

全体会としての開催頻度は少ない状況ですが、毎月相談支援部会等を行っているので、その場で本計画に関する検証も行っています。

2 . 制度の普及啓発

この計画を推進し、障害者自立支援法が定める「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会」の実現を図るためには、庁内はもとより、関係団体やサービス提供事業所、さらには広く市民各層の理解と協力が不可欠です。

このため、障害者自立支援法の趣旨や制度の内容、あるいはこの計画内容の周知を図っていきます。

3 . 関係機関等の連携と地域福祉の推進

この計画の推進にあたっては、庁内の関係部局との密接な連携のもとに諸施策に総合的に取り組むとともに、障害者団体や施設・サービス提供事業所などの意見を十分取り入れながら計画の効果的な推進を図ります。

また、周辺地域との連携も必要であり、関係機関や関係団体などとの一体的な取り組みのもとに、必要な調整を図りながら効果的な事業推進を図ります。

同時に、障害のある人の自立生活を支えるためには、市民をはじめ、多くの企業や民間団体などが情報を共有し、地域全体としての取り組みが必要です。

このため、地域での協働化の視点に立って、市や社会福祉協議会などの関係団体、ボランティアやNPO団体、サービス提供事業所、企業などがそれぞれの役割を十分達成できるよう相互の連携を密にし、地域福祉の推進に努めます。

4 . 人材の養成確保と資質向上

計画に掲げる目標を達成するためには、サービス提供を行う人材の養成が不可欠であるとともに、その資質向上を図って、質の高いサービスの提供を実現していく必要があります。

障害者自立支援法の施行によって、サービス事業所には「サービス管理責任者」を、指定相談支援事業所には「相談支援専門員」を配置することとされており、これらの従事者への研修機会の充実を促進します。

また、重度訪問介護などの新たなサービスのニーズに応えていくため、事業所における人材の育成・確保や資質向上を促していくとともに、より幅広い障害のある人の支援を行えるよう県などと連携し必要な人材の養成に取り組んでいきます。

また、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じるように努めることが必要です。福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等の連携強化を図りつつ、障害のある人に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等、関係者の合意による対応システムについて検討する必要があります。

5 . 計画の適切な進行管理

この計画に定めたサービス見込量などの目標の達成状況を適切に点検・評価するため、毎年度、障害者自立支援協議会で検証し、その結果の公表を図るなど、計画の進行管理に努めます。

資料編

1. 圏域ビジョン(県計画より)

第2期計画において、圏域サービス基盤整備計画が定められましたので、以下掲載します。

中央東圏域



	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	127,714		36,854	28.9
身体障害者手帳所持者	7,654	5.99%	5,649	73.8%
療育手帳所持者	889	0.70%	81	9.1%
精神障害者 保健福祉手帳所持者	357	0.28%	52	14.6%

(参考) 自立支援医療(精神通院)受給者証所持者: 1,194 人

人口は、H20.3.31 現在 住民基本台帳登録数

1 現 状 等

(1) 圏域の現状と課題

当圏域では、平野部にある3市と中山間地域に位置する嶺北4町村では、利用者数やサービスの供給体制などに大きな差が見られます。また圏域内にとどまらず、隣接する高知市内の事業所の利用が多いため、その調整が課題となっています。

南国、香美、香南の3市には、身体障害・知的障害の旧法施設や生活介護、就労継続支援などのサービス事業所が比較的多い一方、圏域内で不足する就労移行支援や児童デイサービス、短期入所などのサービスは、利用時期や定員との兼ねあいなどのため、利用したい時に利用できない状況も生じています。全体的にサービス供給体制の整備が進んでいる地域ですが、高知市を含めた市を超えた施設・事業所の相互利用の調整が課題となっています。

3市には、地域活動支援センター・相談支援事業所がそれぞれ設置され、利用者や関係機関から一層の充実が期待されていますが、地域活動支援センターについても、各市の利用者が相互に利用している実態があり、広域利用のルールづくりが課題となっています。

今後、障害の重度化や施設の新体系への移行などによるサービス利用量の増加やニーズの多様化に対応するためのサービス提供体制や相談支援体制の充実も必要です。

嶺北地域は、施設が1箇所、事業所が5箇所と少なく、しかも移動手段が限られ利用しづらいため、県内でも特にサービスが不足しています。

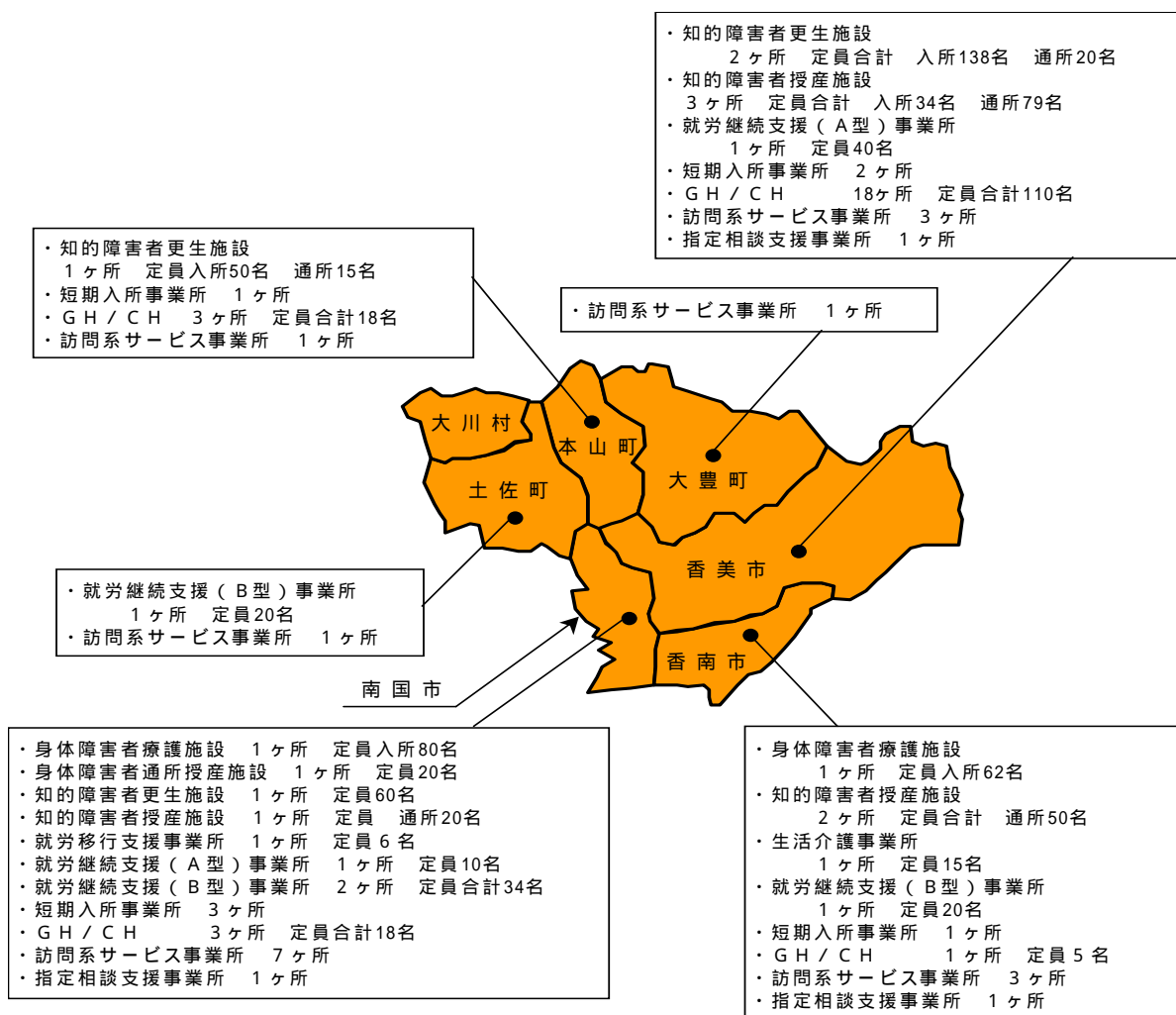
このため、障害のある人が身近なところでサービスが受けられるよう、新たな事業所の整備や既存施設を活用した取り組みなどを行うなど、サービス提供体制の充実が必要です。

就労継続支援A型は、圏域内の施設がA型事業所に移行したことなどにより、第1期計画の見込量よりも多く、また、圏域内の施設を利用する割合が、他の圏域と比べて高く、圏域内でサービスが比較的確保されています。一方で、生活介護や施設入所支援は、入所施設の移行が進んでいないことから、見込量を下回っています。

グループホーム等については、一定の整備が進んでいるため、約8割が圏域内を利用していますが、利用定員の関係で新たな利用は困難な状況にあります。

今後、施設入所者等の地域生活への移行等に伴い、利用者数の増加が見込まれることから、更なる施設の整備が必要です。

(2) 圏域内の旧法施設及び指定障害福祉サービスの提供基盤の状況



(3) 圏域内の地域移行等の目標

福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	備考
現入所者数	240人	H17.10.1時点の入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	69人	第1期計画の目標値：58人 20年7月末時点の実績：15人
【目標値】 平成23年度末入所者数	187人	第1期計画の目標値：206人 20年7月末時点の実績：242人

入院中の退院可能精神障害者の地域生活への移行

項目	目標値	備考
【目標値】 地域生活移行者数	54人	20年7月末までの実績：15人

福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	目標値	備考
平成17年度において福祉施設から一般就労へ移行した人の数	2人	
【目標値】 23年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	14人	第1期計画の目標値：12人 18年度の実績：-人 19年度の実績：3人

(4) 障害福祉サービスの見込量等

訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	18年度 (19年3月)	19年度 (20年3月)	20年度 (20年9月)	21年度 見込量	22年度 見込量	23年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援	985 時間/月	1,184 時間/月	1,446 時間/月	2,271 時間/月	2,402 時間/月	2,566 時間/月
	75人	90人	99人	135人	144人	156人

利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	18年度 (19年3月)	19年度 (20年3月)	20年度 (20年9月)	21年度 見込量	22年度 見込量	23年度 見込量
生活介護	78 人日/月	123 人日/月	232 人日/月	462 人日/月	2,698 人日/月	5,527 人日/月
	8人	10人	16人	26人	131人	264人

サービス種別	利用実績			利用見込		
	18年度 (19年3月)	19年度 (20年3月)	20年度 (20年9月)	21年度 見込量	22年度 見込量	23年度 見込量
自立訓練 (機能訓練)	- 人日/月	- 人日/月	- 人日/月	- 人日/月	64 人日/月	42 人日/月
	人	人	人	人	3人	2人
自立訓練 (生活訓練)	- 人日/月	17 人日/月	- 人日/月	- 人日/月	20 人日/月	214 人日/月
	-人	1人	-人	-人	1人	10人
就労移行支援	52 人日/月	59 人日/月	109 人日/月	210 人日/月	176 人日/月	572 人日/月
	3人	3人	7人	10人	8人	26人
就労継続支援 (A型)	- 人日/月	444 人日/月	369 人日/月	572 人日/月	638 人日/月	704 人日/月
	人	22人	23人	26人	29人	32人
就労継続支援 (B型)	217 人日/月	641 人日/月	882 人日/月	1,527 人日/月	2,752 人日/月	4,474 人日/月
	15人	48人	58人	85人	145人	229人
療養介護	3人	3人	2人	2人	2人	2人
児童 デイサービス	41 人日/月	30 人日/月	13 人日/月	29 人日/月	30 人日/月	30 人日/月
	21人	16人	8人	12人	12人	12人
短期入所	98 人日/月	68 人日/月	63 人日/月	161 人日/月	170 人日/月	183 人日/月
	12人	14人	8人	56人	58人	60人

利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	18年度 (19年3月)	19年度 (20年3月)	20年度 (20年9月)	21年度 見込量	22年度 見込量	23年度 見込量
共同生活援助 共同生活介護	81人	103人	88人	102人	126人	154人
施設入所支援	1人	1人	人	2人	78人	187人

利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	18年度 (19年3月)	19年度 (20年3月)	20年度 (20年9月)	21年度 見込量	22年度 見込量	23年度 見込量
指定相談 支援サービス	-人	-人	-人	13人	16人	19人

2 必要なサービスの供給体制の整備

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	圏域内の定員 (20年9月現在)	項目	21年度	22年度	23年度
生活介護	15人	圏域内事業所利用見込者数	21人	223人	420人
		整備が必要と見込まれる数	6人	202人	197人
		〃 事業所数	-	4ヶ所	6ヶ所
		(参考)圏域内定員見込	15人	195人	381人
自立訓練 (機能訓練)	-	圏域内事業所利用見込者数	-	-	-
		整備が必要と見込まれる数	-	(3人)	(2人)
		〃 事業所数	-	-	-
		(参考)圏域内定員見込	-	-	-
自立訓練 (生活訓練)	-	圏域内事業所利用見込者数	-	3人	17人
		整備が必要と見込まれる数	-	3人	14人
		〃 事業所数	-	1ヶ所	2ヶ所
		(参考)圏域内定員見込	6人	26人	47人
就労移行支援	6人	圏域内事業所利用見込者数	-	7人	29人
		整備が必要と見込まれる数	-	1人	22人
		〃 事業所数	-	1ヶ所	1ヶ所
		(参考)圏域内定員見込	6人	21人	43人
就労継続支援 (A型)	50人	圏域内事業所利用見込者数	46人	48人	52人
		整備が必要と見込まれる数	-	-	2人
		〃 事業所数	-	-	-
		(参考)圏域内定員見込	50人	50人	50人
就労継続支援 (B型)	72人	圏域内事業所利用見込者数	108人	172人	281人
		整備が必要と見込まれる数	36人	64人	109人
		〃 事業所数	2ヶ所	1ヶ所	5ヶ所
		(参考)圏域内定員見込	128人	188人	272人
児童デイサービス	-	圏域内事業所利用見込者数	-	-	-
		整備が必要と見込まれる数	(12人)	(12人)	(12人)
		(参考)圏域内事業所数	-	-	-
短期入所	7ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	73人	80人	90人
		整備が必要と見込まれる数	(73人)	(80人)	(90人)
		(参考)圏域内事業所数	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所

「整備が必要と見込まれる数」の()は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス種別	圏域内の定員 (20年9月現在)	項目	21年度	22年度	23年度
共同生活援助 共同生活介護	151人	圏域内事業所利用見込者数	163人	192人	228人
		整備が必要と見込まれる数	12人	29人	36人
		〃 事業所数	2ヶ所	5ヶ所	6ヶ所
		(参考) 圏域内定員見込	151人	169人	203人
施設入所支援	424人()	圏域内事業所利用見込者数	-	158人	331人
		整備が必要と見込まれる数	-	-	-
		〃 事業所数	-	-	-
		(参考) 圏域内定員見込	-	160人	354人

施設入所支援の圏域内の定員(20年9月現在)は、旧法施設の入所定員

3 今後の取組み

(1) サービス提供体制の充実

児童デイサービス、短期入所については、圏域内の事業所等でもサービスが受けられるよう、利用者のニーズや利用量等を把握して、事業所開設への働きかけなど、サービス提供体制の充実に取り組んでいきます。

精神障害者・知的障害者の新たな利用や障害の重度化などにより増加が見込まれる訪問系サービスをはじめ、施設の新体系移行などにより整備が必要と見込まれる生活介護、就労継続支援B型などのサービスを充実するため、事業所などの関係機関との連携を図りながら、取り組みを進めていきます。

就労支援については、就労継続支援事業所や公共職業安定所、就業・生活支援センターと連携して、地元企業での職場実習を通じた一般就労を促進します。

日中活動系サービスについては、圏域内にとどまらず高知市内の事業所を含めたサービスの利用調整や相互の連携を進めていきます。

どの地域でも相談支援や日中活動へのさらなる取り組みが進むよう、地域活動支援センターや相談支援事業所の機能強化、また嶺北地域などの中山間地域での新たな事業所を確保するため、圏域内での協議を進めていきます。

全般的にサービスが不足している嶺北地域においては、障害のある人が身近なところで、ニーズに応じたサービスが受けられるよう、送迎付きサービス事業を行う事業所や既存の高齢関係施設の利用の検討を行うなど、サービス提供体制を充実します。

(2) 住まいの場の確保

施設入所者等の地域生活への移行等に伴い、グループホーム等の利用が多く見込まれることから、施設整備の補助制度や地域の遊休資産を活用するなどして積極的に地域での住まいの場の確保を進めます。

(3) 地域における支援体制の充実

嶺北地域は、各町村がそれぞれ個別課題に取り組むとともに、4町村共同設置の自立支援協議会で上記のような広域の共通課題を検討、推進します。

南国、香美、香南の3市は、それぞれの自立支援協議会で個別課題に取り組むとともに、3市と事業所、福祉保健所等で構成する連絡調整会議を開催し、上記のような一市では解決できない広域の共通課題を検討、推進します。

2. 香南市障害者自立支援協議会

障害者自立支援協議会の役割が高まっており、協議会について以下掲載します。

なお、本計画も当協議会にて策定しました。

香南市障害者自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 11 月 21 日

(目的)

第1条 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 77 条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香南市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置し、本市における障害児者等の自立生活を支援することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、目的を達成するため次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 委託相談支援事業者の中立・公平性の確保及び運営評価に関すること。
- (2) 障害児者の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 就労支援サービスの支給決定を含む障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (6) 障害福祉計画など各種施策等の研究・検証に関すること。
- (7) 他の協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる関係機関(以下「関係機関等」という。)で組織する。

- (1) 委託相談支援事業所
- (2) 障害福祉サービス提供事業所
- (3) 障害者団体
- (4) 保健及び医療関係機関
- (5) 就労支援及び雇用関係機関
- (6) 教育関係機関
- (7) 県及び市行政関係部署
- (8) その他市長が必要と認める機関

(構成等)

第4条 協議会は、全体会と専門部会で構成する。

2 全体会は、協議会を代表し、関係機関等の代表者で構成する。

(全体会)

第5条 全体会は、障害者の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の策定、関係機関の連携のあり方及び役割分担について協議する。

- 2 全体会に会長及び副会長を置き、別表の関係機関等の代表者の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。また、全体会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、初回の任期は平成 21 年 3 月 31 日までとする。また、補欠により選任された役員の場合は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、再任することができる。

(専門部会)

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

2 専門部会に部会長を置き、構成メンバーの互選により定める。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 部会長は、会議において必要があると認めるときは、構成メンバー以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福祉事務所におく。

(秘密の保持)

第8条 協議会において知り得た個人情報等を第三者に開示、漏洩してはならない。また、協議会の構成メンバーを脱退後も同様とする。

2 協議会の会議や活動に際し個人情報等を取り扱う場合には、事前に相手方の書面による承諾を得るように努めることとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成19年11月21日公布）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

関係機関の職種	機 関 名
委託相談支援事業所	地域活動支援センターあけぼの
障害福祉サービス提供事業所	香南市社会福祉協議会
	香南くろしお園
	風車の丘あけぼの
	フレンドリー
	いきいき
障害者団体等関係者	香南市身体障害者連盟
	香南市手をつなぐ育成会
	香美地区家族・当事者の会
保健及び医療関係機関	同仁病院
就労支援及び雇用関係機関	高知公共職業安定所（香美出張所）
	障害者就業・生活支援センターゆうあい
教育関係機関	高知県立山田養護学校
県及び市行政関係部署	県中央東福祉保健所
	市福祉事務所
	市健康対策課
	市高齢者介護課（地域包括支援センター）
	市教育委員会

全体会: 要綱第5条

関係機関の代表者で構成し、会長・副会長をおく

(1)委託相談支援事業所

地域活動支援センターあけぼの

(2)障害福祉サービス提供事業所

香南市社会福祉協議会、香南くろしお園、風車の丘あけぼの、フレンドリー、デイサービスセンターいきいき

(3)障害者団体

香南市身体障害者連盟、香南市手をつなぐ育成会、香美地区家族・当事者の会

(4)保健及び医療関係機関 同仁病院

(5)就労支援及び雇用関係機関

高知公共職業安定所(香美出張所)、障害者就業・生活支援センターゆうあい

(6)教育関係機関

高知県立山田養護学校

(7)県及び市行政関係部署

県中央東福祉保健所、市福祉事務所、市健康対策課、市高齢者介護課、市教育委員会

(8)その他福祉事務所長が必要と認める機関

事務局: 市福祉事務所

総会や部会の運営について企画・立案

各専門部会への活動計画の提案

各専門部会からの活動報告

専門部会: 要綱第6条

関係機関等の実務担当者で構成し、部会長をおく(3部会を想定)

相談支援部会(月1回・随時)

主要
委員

市福祉事務所
地域活動支援センターあけぼの
健康対策課

随時
参集

該当サービス事業所
本人・家族含む関係者
医療機関
地域包括支援センター
教育委員会、特別支援学校
ハローワーク、アドバイザー 等

協議
内容

あけぼのの活動報告
個別ケア会議の実施
(サービス調整、地域生活支援等)
対応困難事例の検討、報告

就労支援部会(随時)

市福祉事務所
障害者就業・生活支援センターゆうあい
地域活動支援センターあけぼの

該当サービス事業所
ハローワーク
本人・家族含む関係者
医療機関(相談員)
特別支援学校

アドバイザー 等

サービス支給決定更新時協議
(就労移行支援・就労継続支援)
就労移行希望者の支援

計画・連携部会(年1~2回)

市福祉事務所
地域活動支援センターあけぼの
中央東福祉保健所

障害者等の関係団体
行政関係部署
障害福祉計画策定委員会 等

各種施策等の研究・創設
(障害福祉計画の実施状況検証)
地域ネットワーク構築
地域社会資源の開発・改善
広域活動の推進

香南市障害者自立支援協議会の概要

【全体会】 要綱別表機関を参集し、年数回開催

- ・各専門部会の活動報告、
- ・各専門部会の活動計画の提案

【専門部会】

(1) 相談支援部会

福祉事務所、あけぼの、健康対策課、中央東福祉保健所を中心に関与機関を参集し、月1回(必要に応じて随時)開催

あけぼのの活動報告

- ・活動実績の発表・評価(課題の見直し、目標設定等)、中立・公平性の確保等

個別ケア会議の実施(本人・家族等含めた関係者及び関係機関)

- ・サービス調整、地域移行(退院フォロー)、就労支援、地域生活支援、介護者負担軽減、権利擁護、社会参加、フォロー施策の創設提案など

対応困難事例の検討、報告

- ・研修会向け議題の集約(事例の発掘)

(2) 就労支援部会

福祉事務所、ゆうあい、あけぼのを中心に関与機関(該当サービス事業所のサービス管理責任者、職業指導員、生活支援員、ハローワーク、障害者職業センター、養護学校、市関係各課等)を参集し、随時開催(就労問題中心だが、相談支援部会の個別ケア会議との重複あり)

就労支援サービスの支給決定更新時の協議(支給期間3年(B型50歳未満は1年))

- ・更新時期に協議が求められており、その協議の場として協議会を位置付け
- ・訓練効果の期待・可能性、本人の利用意志などの確認
- ・評価指標による評価に基づき、サービス事業者が個別支援計画策定(成果目標、訓練期間見込み、処遇計画等)
- ・利用実績、サービス管理責任者による評価を踏まえ、一般就労や他事業の利用可能性を検討した上で更新の要否を判断

就労移行希望者の支援

- ・就労の可能性、本人の利用意志などの確認
- ・状態の程度、訓練の必要性、他事業の利用可能性を検討した上で判断

(3) 計画・連携部会

福祉事務所を中心に関与機関を参集し、随時開催

各種施策等の研究・創設

- ・計画の実施状況検証(目標設定に対する達成状況)

管内事業所及び関係機関のネットワーク構築

- ・地域の関係機関との連携、対応困難事例の研修等

地域の社会資源の開発・改善

- ・地域課題の洗い出し、地域に必要なサービスの創設 等

広域活動の推進

3. 香南市の取り組み事業

事業名	内容(対象者等)	個人負担等	P
補装具費の支給	身体障害のある人に対する補装具の交付若しくは修理又はこれに代わる補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給。 対象品目:義肢、装具、座位保持装置、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、重度障害者用意思伝達装置等	個人負担:1割 (上限限度額あり)	58
相談支援事業	障害のある人、その保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う。	-	60
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることが困難で、手話通訳・要約筆記等を必要とする個人や団体へ手話通訳者等を派遣。	個人負担:なし	61
日常生活用具給付等事業	重度身体障害のある人に日常生活用具の給付や貸与を行う。 対象用具:介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、ストマ等排せつ管理支援用具、住宅改修含む居宅生活動作補助用具	個人負担:1割 (上限限度額あり)	62
移動支援事業	屋外での移動に困難がある個人及びグループに対し、ヘルパーによる移動を支援。 (1)重度の視覚障害のある人(身体障害者1・2級) (2)身体障害者手帳(1・2級)保持者で下肢又は四肢障害及び体幹機能障害のある者 (3)知的障害及び精神障害のある人で移動支援が特に必要と認められる者	個人負担:1割 (上限限度額あり) 身体介護あり 1時間あたり200円 グループ 利用人数で費用設定	63
地域活動支援センター事業	地域活動支援のため障害のある人等が通い、創作的活動、日中活動(ガーデニング、健康太極拳、憩いの部屋等)を提供。	個人負担:なし ただし食材料費は実費	65
訪問入浴サービス	家庭での入浴が困難な重度身体障害のある人に対し、訪問入浴事業所のスタッフが訪問し入浴介助を行う。 (1)下肢障害又は体幹機能障害の1級、2級を有し、通所施設等での入浴が困難で在宅入浴サービスが必要な者 介護保険での給付が可能な者は対象外	個人負担:1割 (上限限度額あり) 1回当たり1,250円	67
更生訓練費給付事業	身体障害者施設に入所通所している者に対し、就職等自立するための更生訓練の費用を給付。新体系施設施設の利用は除く	-	68
日中一時支援事業	生活介護給付を受けられない障害のある人に対し、短期入所や児童デイの休日や長期休暇中に日中預かりを行う。 (1)短期入所支援の支給決定を受けている者 (2)障害程度区分により、生活介護給付を受けられない者	個人負担:1割 障害程度区分及びサービス提供時間による	68
自動車運転免許取得・改造助成事業	障害者の社会参加支援のため、自動車の免許取得費用や車輛の改造について助成。 (1)運転免許取得は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者 (2)自動車改造は身体障害者手帳の保持者(18歳以上)自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の改造を必要とする者	運転免許取得:取得費用の2/3以内 自動車改造:改造経費相当額 助成上限額:10万円	69

事業名	内容（対象者等）	個人負担等	P
福祉ホーム事業	世話人等を配置した障害者用の居住施設に対し、その管理費用等を助成（香南市に居住していた者）。 事業所（主たる障害：身体）：すずめ三里ホーム、コーポラスこくふ	-	70
在宅生活支援事業	長期入院・入所している重度障害のある人の退院・退所前に、在宅復帰後の利用見込みサービスを外泊や外出時に自宅で提供。 対象者：長期入院中の重度身体障害のある人で、退院・退所の予定日前1ヶ月以内の者	個人負担：1割 （上限限度額あり） サービス提供時間50時間以内 1時間あたり172円	70
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成のため、入門課程、基礎課程の講座（手話教室）を行う。	個人負担：なし テキスト代は別途	71
医療機関送迎サービス事業	福祉タクシーや移送用車両等により、居宅から福祉・保健・医療機関への送迎を行う。 (1)介護保険の要介護3～5の者 (2)身体障害者手帳1、2級のうち下肢、体幹機能障害、視覚障害による手帳を所持する者及び3級のうち下肢、体幹機能障害の手帳を所持する者 (3)療育手帳A1・A2の者 (4)精神保健福祉手帳1級の者	香南市内：自己負担なし 香南市外：以下助成限度額あり 高知市まで5,000円、南国市・香美市・芸西村・安芸市まで3,000円 月1回以内	72
社会参加のための外出支援サービス事業	在宅で外出の際に第三者の付き添いが必要な者に対し、移送用車両を使用し、社会参加のための外出を支援。 (1)身体障害者手帳の1、2級のうち障害により臥床している者又は車いす利用で、一般交通機関の利用が困難な者 (2)療育手帳A1・A2の者 (3)精神保健福祉手帳1級の者	個人負担：なし 年間総利用時間は30時間以内	73
住宅改造支援事業	身体障害のある人の安全向上、介護負担軽減のために行う住宅改修に対し、工事費を補助。 (1)障害者手帳1級・2級の者、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）のある障害等級3級の者 世帯の主たる生計中心者の前年の所得税額が40万円以上の者は対象外	補助額：補助対象経費（100万円以内）の2/3	73
障害児者地域支え合い支援事業	心身障害のある人が家庭において介護を受けることが出来ず、一時的に介護を必要とする場合に、登録介護者に介護委託する。 (1)療育手帳保持者 (2)身体障害者手帳保持者	自己負担：300円/時間 年間50時間以内	74
障害児長期休暇支援事業	特別支援学校等の長期休暇期間中に、地域において心身障害のある子どもに日中活動等の援助を行う。 (1)特別支援学校等在籍者	個人負担：なし（予定） ただし食材料費は実費	75

4. 香南市の相談窓口等

(1) 香南市内の相談窓口

市役所

障害者手帳をはじめ手当や福祉サービス、福祉制度の相談や申請の窓口です。障害に関する相談以外は、必要とされる支援機関等への連絡調整を図ります。

名 称	電話	ファックス	〒	所在地
香南市福祉事務所	57-8509	56-1148	781-5232	香南市野市町西野 534-1
(赤岡支所)	55-3111	57-7525	781-5310	香南市赤岡町 475-5
(香我美支所)	55-2111	57-7527	781-5452	香南市香我美町下分 647
(夜須支所)	55-3141	57-7529	781-5601	香南市夜須町坪井 270-3
(吉川支所)	55-3121	57-7528	781-5241	香南市吉川町吉原 95

相談支援事業所（障害関連の総合相談窓口）

地域活動支援センター業務と併せ、各種相談に対して電話や訪問で対応しています。（香南市から委託）

名 称	電話	ファックス	〒	所在地
あけぼの	57-7180	57-7181	781-5601	香南市夜須町坪井 16-1 夜須福祉センター 2階

市社会福祉協議会

福祉や生活の相談、権利擁護事業などを行っています。またヘルパーによる居宅介護サービスなども提供しています。

名 称	電話	ファックス	〒	所在地
香南市社会福祉協議会	57-7300	57-7305	781-5241	香南市吉川町吉原 95 香南市役所吉川支所 2階

障害者相談員（H20.4.1 現在）

相談員（県知事から委嘱）は、当事者や家族の立場で自らの経験を生かして、本人や家族の相談に応じています。

名 称	電話	ファックス	〒	所在地	
身体障害者相談員	岡崎 法子	56-2089	-	781-5213	香南市野市町東野 180-9
	山本 泰助	55-5385	-	781-5213	香南市野市町東野 1254-6
	大前 京子	55-5505	-	781-5241	香南市吉川町吉原 202
	横田 鈴子	55-4007	-	781-5451	香南市香我美町上分 2880
知的障害者相談員	長崎 鏡子	56-3178	-	781-5224	香南市野市町東佐古 366-16

(2) 専門相談機関

県の専門相談機関

こどもの発達や障害のある人の自立更生に関する専門的な相談・支援を行っています。

名 称	電話	ファックス	〒	所在地
療育福祉センター こどもの発達 障害者の更生相談 発達障害 歯科・そしゃく・発音	088-844-0035	088-844-4478	780-8081	高知市若草町 10-5
	088-844-4477			
	088-844-1247	088-844-1237		
	088-844-5400			
精神保健福祉センター	088-821-4966	088-822-6058	780-0850	高知市丸ノ内 2-4-1 保健衛生総合庁舎内

福祉サービス困りごと解決制度

障害のある人や高齢の方が、福祉施設やデイサービス、ホームヘルプサービス等の福祉サービスを利用するなかで生じた、事業者に対する不満、疑問等の問題解決のお手伝いをします。面接、電話、ファックス、手紙等で相談を受けています。

実施機関・受付時間等	電話番号	ファックス番号	〒	住所・メールアドレス
高知県社会福祉協議会運営適正委員会 (福祉サービス困りごと解決委員会) 来所・電話 9:00～16:00 (土・日・祝日・年末年始除く)	088-802-2611	088-872-6211	780-0870	高知市本町 4-1-37 高知県社会福祉センター内 メール kaiketsu@i-kochi.or.jp ファックス・メール 24 時間受付

電話相談事業(障害者110番)

障害のある人やご家族が抱えている人権や財産などの問題に、専門の相談員や弁護士が、電話や面接により相談に応じています。相談は無料です。

内容・受付時間等	電話番号	ファックス番号	〒	住 所
法律相談(要予約) 毎月 第2・4 木曜日 13:30～15:30 法律以外の相談 毎日 9:00～16:00 第2日曜日・祝祭日・年末年始は除く	088-828-8400	088-844-9443	780-8065	高知市朝倉 375-1 ふくし交流プラザ 1階

地域福祉権利擁護事業

障害のある人や高齢の方が安心して生活が送れるよう、福祉サービス利用のための援助や預貯金の出し入れ、公共料金の支払い、定期預金や実印などの重要な書類の保管などのお手伝いを行う事業です。

在宅に限らず、施設入所中・病院入院中でも利用可

名 称	電話	ファックス	〒	所在地
香南市社会福祉協議会	57-7300	57-7305	781-5241	香南市吉川町吉原 95

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症のある高齢の方、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断する能力が十分ではない人の財産管理や身上監護(介護、施設への入所・退所などの生活について配慮すること)に関することを後見人等にさせることで、ご本人の権利を守るための制度です。

名 称	電話	ファックス	〒	所在地
高知家庭裁判所	088-822-0340	-	780-8558	高知市丸ノ内 1-3-5
高知弁護士会 高齢者・障害者支援センター	088-822-4867	-	780-0928	高知市越前町 1-5-7 高知弁護士会内
(財)成年後見センター ・リーガルサポート高知	088-825-3141	088-824-6919	780-0928	高知市越前町 2-6-25 高知県司法書士会館内
成年後見センター ばあとなあ高知	088-828-9056	088-828-9065	780-8062	高知市朝倉乙 999 高知県社会福祉士会内

(3) その他の機関

名 称	電話	ファックス	〒	所在地
高知県障害保健福祉課	088-823-9634	088-823-9260	780-8570	高知市丸ノ内 1-2-20(県庁)
中央東福祉保健所	53-3171	52-4561	782-0016	香美市土佐山田町山田 1128-1
香南警察署 緊急 110	(55-0110)	-	781-5310	香南市赤岡町 1375
香南消防署 緊急 119	(55-4141)	55-2430	781-5310	香南市赤岡町 2032-2

(4) 就労・就業に関して

ハローワーク(公共職業安定所)

障害のある人の職業紹介について、専門の職員・相談員が相談に応じています。求職の申込を行うと、障害の状況、技能、知識、適正、希望などが登録され、就職のお世話から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っています。その他、雇用促進のための助成も行っています。

名 称	電話	ファックス	〒	所在地
高知公共職業安定所(香美出張所)	53-4171	53-2291	782-0033	香美市土佐山田町旭町 1-4-10

障害者就業・生活支援センター

仕事につきたい人や仕事をしている人の様々な相談・支援を、各種機関と連携して行っています。

名 称	電話	ファックス	〒	所在地
障害者就業・生活支援センター ゆうあい	088-854-9111	088-854-9112	783-0005	南国市大桶乙 2305
高知障害者就業・生活支援センター シャイン	088-822-7119	088-822-7172	780-0935	高知市旭町 2-21-6 高知市障害者福祉センター敷地内

高知障害者職業センター

就職を希望する障害のある人に対して、ハローワークが行う職業紹介の業務と提携しながら、職業相談・就職活動支援や、職業準備支援事業、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業等を実施し、障害のある人が職場に定着できるよう支援を行っています。

また、事業主に対しては、障害のある人の雇入れや職場に適応するための課題について、ハローワークや民間の協力専門家と連携しながら、具体的な解決策へ向けての相談・助言等を、また雇用促進のための支援も行っています。

名 称	電話	ファックス	〒	所在地
独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構 高知障害者職業センター	088-866-2111	088-866-0676	781-5102	高知市大津甲770-3

(5)障害福祉サービスの提供事業所

香南市内事業所一覧表

名 称	【サービス内容】	電話	ファックス	〒	所在地
障害者福祉サービス事業所ふれあいの里	【居宅介護】	56-5042	56-5074	781-5232	野市町西野 555-1
ホームヘルパーステーションはまゆう	【居宅介護】	57-3125	57-3102	781-5242	吉川町古川 990-50
野市ケアセンター	【居宅介護】	57-5057	57-5058	781-5213	野市町東野 1939
いきいき	【生活介護】	57-3105	57-3102	781-5242	吉川町古川 990-50
風車の丘 あげぼの	【就労継続B型】	56-4530	56-4509	781-5233	野市町大谷 1444-46
フレンドリー	【就労継続B型、生活訓練】	54-1601	54-1622	781-5332	香我美町徳王子関屋 2220-5
香南くるしお園	【知的通所授産 H23 就労継続B型】	55-3130	54-0126	781-5331	香我美町岸本 328-12
身体障害者療護施設 のぞみの家	【身体入所療護 H23 施設入所支援】	57-3101	57-3102	781-5242	吉川町古川 990-50

(6)障害のある子どもの就学に関する機関

特別支援学校一覧表

名 称		電話	ファックス	〒	所在地
山田養護学校	知的障害 (小中高)	52-2195	-	782-0016	香美市土佐山田町山田 1361
高知若草養護学校	肢体不自由 (小中高)	088-894-5335	-	781-0303	吾川郡春野町弘岡下 2980-1
土佐希望の家分校 (施設併設)	肢体不自由 (小中高)	088-863-3882	-	783-0022	南国市小籠 105



香南市障害福祉計画
平成21年3月

表紙絵の作品は「2008年度小中学生の人権に関する作品集」入選作品より掲載しました。

作者の紹介:野市中学校1年
松田 彩那

発行:香南市福祉事務所(香南市障害者自立支援協議会策定)

〒781-5232 高知県香南市野市町西野 534-1

TEL (0887)57-8509

FAX (0887)56-1148

E-mail fukushi@city.kochi-konan.lg.jp
